

第4期蒲郡市地域福祉計画

令和8年3月
蒲郡市

目次

第1章 地域福祉計画の概要	1
1 地域福祉とは？	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	6
4 計画策定までの流れについて	7
第2章 蒲郡市の地域福祉の現状	8
1 総人口及び年齢区分別人口等	8
2 外国人住民数	8
3 高齢者世帯数	10
4 ひとり親世帯数	10
5 要介護・要支援認定者数	11
6 障がい者数	11
7 生活保護の状況	12
8 犯罪の状況	12
9 自殺の状況	13
10 現計画の評価	17
第3章 蒲郡市の地域福祉の課題等	22
第4章 計画の基本目標と成果目標について	32
1 計画の理念	32
2 計画の基本目標等	33
第5章 施策と具体的な取組	35
1 施策の体系	35
2 施策・事業の展開	36
第6章 計画の推進	68
1 計画の周知	68
2 計画の評価	68
資料	69
資料－1 計画策定の経過	69
資料－2 策定委員会等の設置要綱	70
資料－3 用語解説	74

第1章 地域福祉計画の概要

1 地域福祉とは？

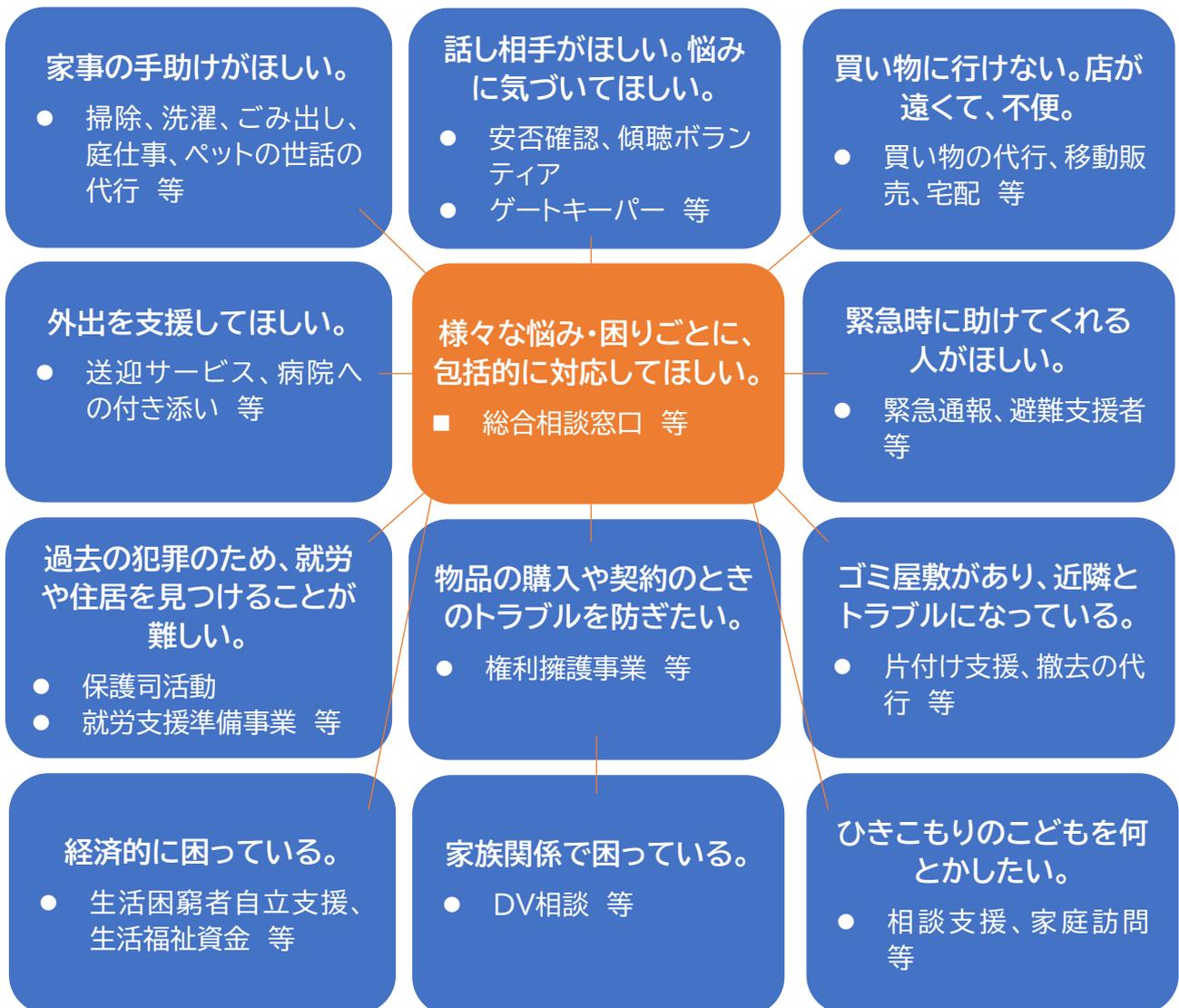
「地域福祉」とは、“ともに支え合い、助け合う地域社会を基盤とした福祉”のことで、住民同士の支え合い活動、ボランティア、NPO、社会福祉法人や行政、民間企業、その他関係機関・団体の連携による取組等の「互助・共助」の力で、地域住民における生活上の様々な悩みや困りごとを解決するためのものです。

「地域福祉計画」は、この地域福祉を推進するための計画であり、「地域共生社会」(次ページ参照)を実現するための計画です。

地域福祉:ともに支え合い、助け合う地域社会を基盤とした福祉のこと
地域福祉計画:地域福祉を推進するための計画

様々な悩みや困りごとと、地域福祉による対応策の例

～その解決には、住民同士の支え合い活動、ボランティア、NPO、社会福祉法人や行政、民間企業、その他関係機関・団体の連携による取組が不可欠！～



地域共生社会の実現について

これからの地域福祉を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に、支援のあり方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりとともに、地域共生社会の実現を目指す必要性が高まっています。

〈地域共生社会とは？〉

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

2 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条を根拠とする計画です。

なお、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指す必要があることが明記されました。

また、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

改正社会福祉法(令和2年6月公布) 市町村地域福祉計画関係の主な規定抜粋

- ◇地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない(第4条関係)
- ◇市町村は、重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする(第106条の3関係)
- ◇市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(市町村地域福祉計画)を策定するよう努めるものとする(第107条関係)

社会福祉法107条 市町村地域福祉計画に定める事項

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

社会福祉法第106条の4 重層的支援体制整備事業について

改正社会福祉法(令和2年6月公布)に基づき、地域共生社会推進の観点から、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、以下の①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本市では、「蒲郡市重層的支援体制整備事業実施計画」(令和7年4月)に基づき、令和7年度より当事業を実施しています。

① 相談支援

- 高齢(地域支援事業)、障がい(地域生活支援事業)、こども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性に関わらず受け止める、**包括的相談支援事業**を実施。
- 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する**多機関協働事業**を実施。
- 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた**継続的支援事業**を実施。

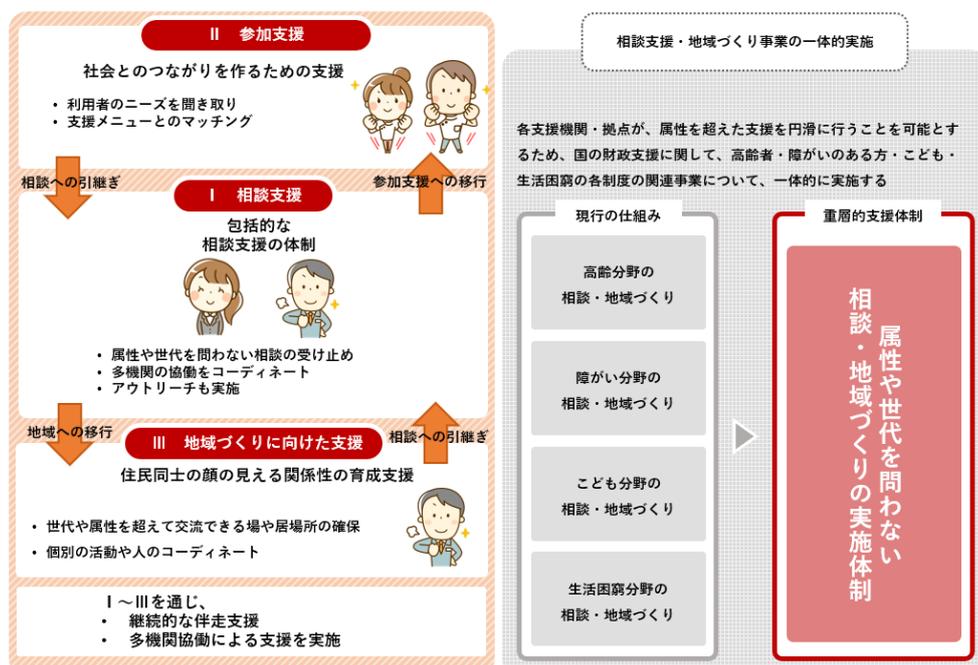
② 参加支援事業

- 高齢・障がい・こども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、**既存の取組では対応できない狭間のニーズ**に対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施。
- (※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
(※2)就労支援、見守り等居住支援 など

③ 地域づくり事業

- 高齢(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障がい(地域活動支援センター)、こども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の**地域づくりに係る事業を一体として実施**し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施。
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保。
 - ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

● 重層的支援体制整備事業イメージ



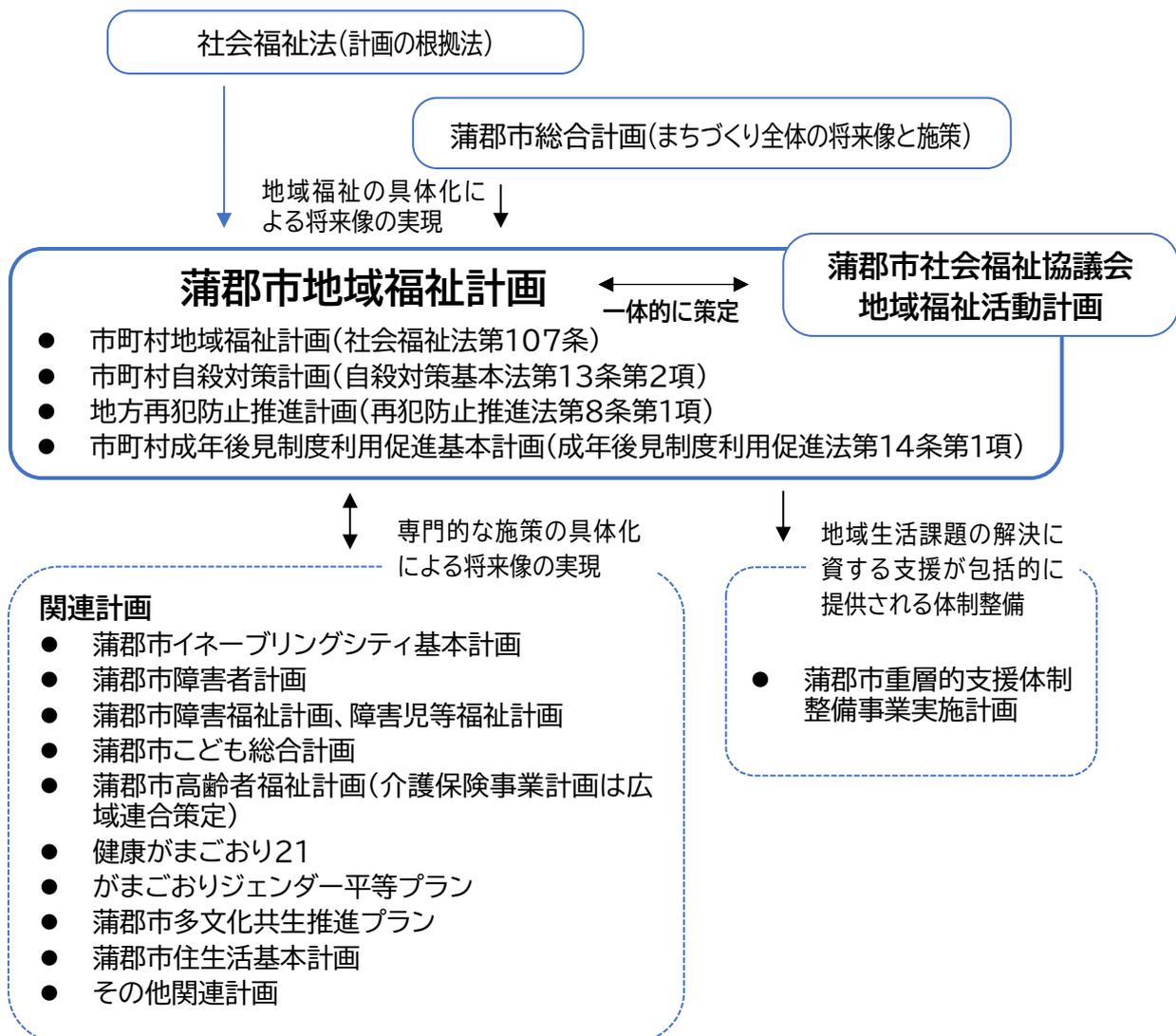
(2) 他計画との関係

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」に、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」、再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を包含して策定するものです。

また、蒲郡市社会福祉協議会の地域福祉活動計画(社会福祉協議会が中心となって、地域住民や各種団体が主体的に取り組む活動・行動の計画)と一体的に策定し、市民、地域、行政等の協働による施策・事業の推進を図るものです。

そして市の総合計画を上位計画として、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の具体化を図るとともに、専門的な施策の具体化を図る保健福祉関連計画とともに、市の将来像の実現に向けた施策・事業の推進を図るものです。

地域福祉計画と市の行政計画、地域福祉活動計画等の関係



蒲郡市社会福祉協議会地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に規定される市町村社会福祉協議会が地域福祉の推進に向けて策定する計画です。

この計画については、「こころ通わす人のわづくり」の理念のもとで、住民同士がこころを通わすような、話し合い、支え合い、助け合いの様々な輪をつくり、笑顔があふれるまちを目指すものであり、市の地域福祉計画と一体的に策定し、市民の力を結集し、地域福祉の推進を図るものです。

○ ともにつながる

一人ひとりが地域の輪の一員です。お互いのことを知り、ともにつながることができるよう取り組みます。

○ ともに支え合う

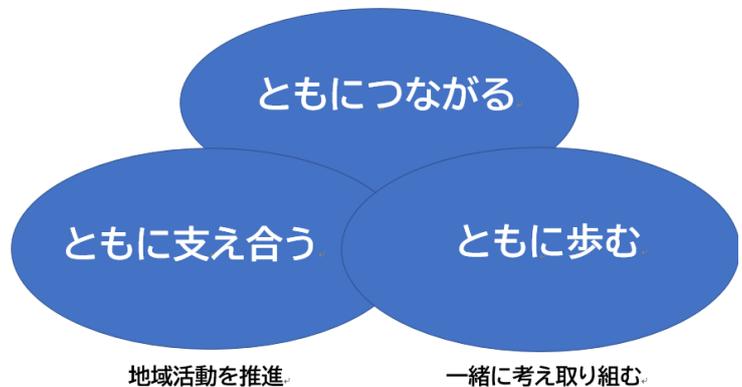
地域での見守りや日常生活支援、健康づくりなど、ともに支え合う活動を推進します。

○ ともに歩む

地域資源を十分に活かし、自分らしい暮らしを考えてつくっていきけるよう、ともに歩み、対話やつながりを大切にします。

「こころ通わす 人のわづくり “ともにつながる ともに支え合う ともに歩む”」

一人ひとりが地域の一員

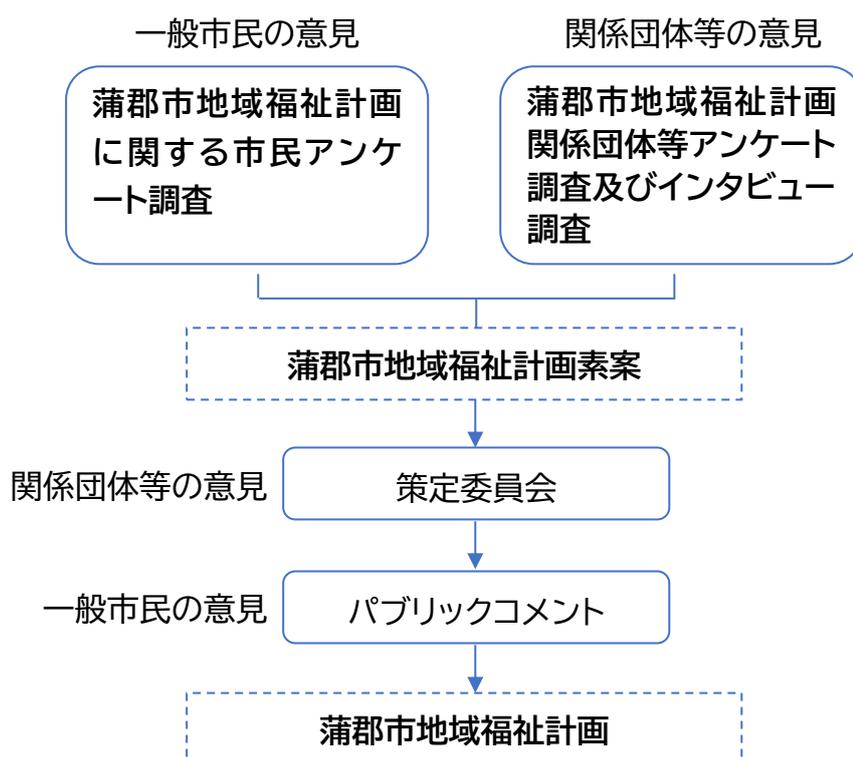


4 計画策定までの流れについて

本計画の策定にあたっては、令和6年度に一般市民へのアンケート調査と福祉関係団体へのアンケート調査及びインタビュー調査を実施し、計画に盛り込むべき項目に関する市民等の実態や意識を把握しました。

また、関係機関・団体の代表者で構成する策定委員会を開催し、計画素案の協議等を行ったほか、市のホームページ等を通じたパブリックコメントを実施し、広く市民等の意見を募集しました。

市民等の意見の反映の流れ



■ 蒲郡市地域福祉計画に関する市民アンケート調査の概要

調査対象	18歳以上の市民2,000人
調査時期	令和6年10月9日から10月25日まで
回収結果	回答者数724人 回収率 36.2%

■ 蒲郡市地域福祉計画関係団体等アンケート調査及びインタビュー調査の概要

調査対象	福祉関係団体等 ・アンケート対象79団体 ・インタビュー対象26団体
調査時期	アンケート調査 令和6年11月8日から令和6年11月25日まで インタビュー調査 令和6年11月18日

第2章 蒲郡市の地域福祉の現状

1 総人口及び年齢区分別人口等

本市の総人口は、令和7年10月1日現在 76,954 人となっており、年々減少してしています。

年齢区分別人口は、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口のいずれも、過去5年の変化率はマイナスである一方、老年人口のうち75歳以上は増加傾向となっています。

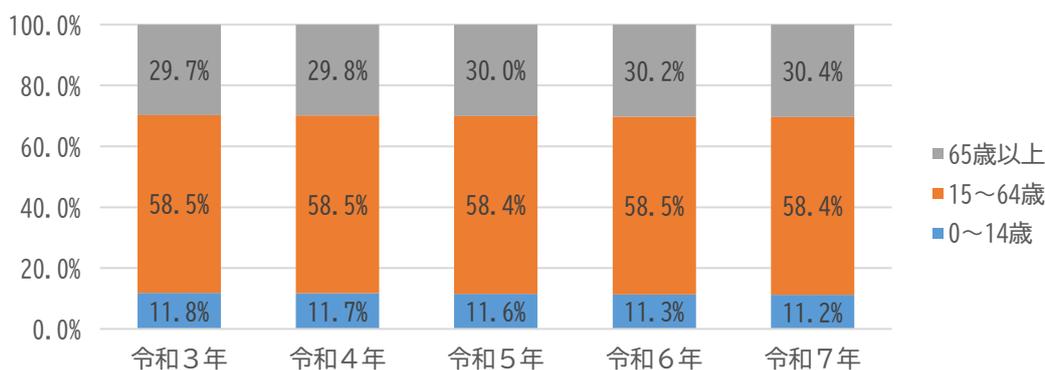
65歳以上の高齢化率は、令和7年10月1日現在 30.4%となっており、年々上昇している状況です。

〈過去5年の総人口及び年齢区分別人口等の推移〉

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	5年変化率 (令和3年／ 令和7年)
0～14歳	9,375	9,245	9,033	8,777	8,632	92.1%
15～64歳	46,423	46,106	45,692	45,435	44,937	96.8%
65歳以上	23,600	23,524	23,474	23,447	23,385	99.1%
総人口	79,398	78,875	78,199	77,659	76,954	96.9%
【再掲】75歳以上	12,790	13,232	13,523	13,874	14,166	110.8%
【再掲】85歳以上	4,297	4,469	4,497	4,470	4,625	107.6%

資料：住民基本台帳人口(各年10月1日)

〈過去5年の年齢区分別人口比率の推移〉



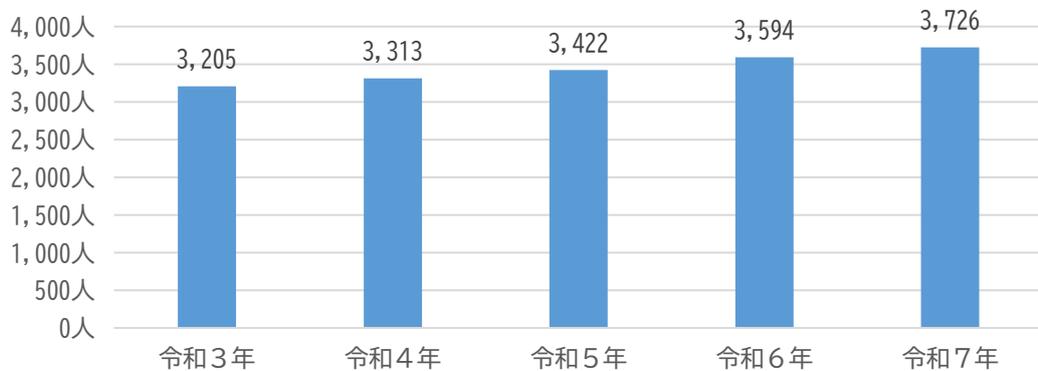
2 外国人住民数

本市の外国人住民数は、令和7年10月1日現在 3,726 人となっており、過去5年は増加傾向です。

また、県の公表資料に基づく本市の外国人住民数の割合は、令和6年12月末時点 4.76%となっており、愛知県平均(4.45%)を上回る水準です。

〈過去5年の外国人住民数の推移〉

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	5年変化率 (令和3年／ 令和7年)
外国人住民数	3,205	3,313	3,422	3,594	3,726	116.3%



資料:住民基本台帳人口(各年10月1日)

〈県内市町村の外国人住民数の割合 上位 20〉

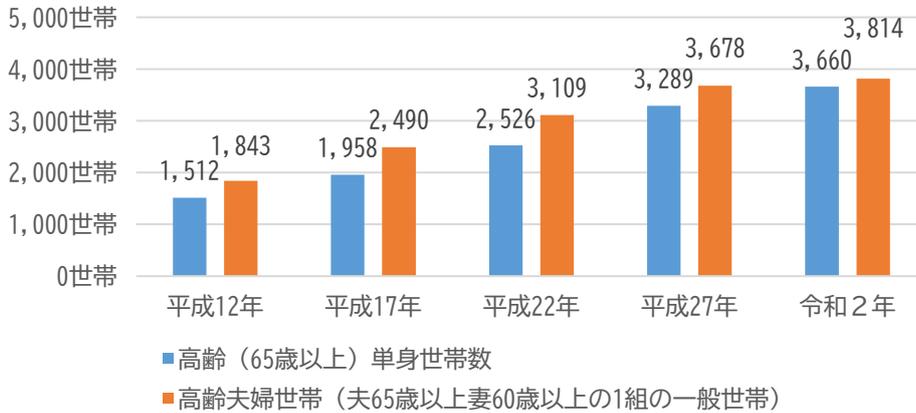
	市町村名	人口に占める 割合	令和6年12月末 現在外国人住民数	令和7年1月1日 現在総人口
1	飛島村	11.44%	512	4,475
2	高浜市	10.49%	4,820	45,952
3	碧南市	9.57%	6,861	71,676
4	知立市	8.28%	6,008	72,557
5	小牧市	7.94%	11,539	145,380
6	岩倉市	7.60%	3,624	47,693
7	西尾市	7.51%	12,546	167,025
8	弥富市	6.74%	2,847	42,212
9	豊明市	6.60%	4,507	68,270
10	豊橋市	6.18%	22,409	362,443
11	蟹江町	5.65%	2,067	36,611
12	豊田市	5.49%	22,720	413,747
13	豊川市	4.84%	8,901	183,781
14	みよし市	4.83%	2,999	62,125
15	蒲郡市	4.76%	3,683	77,311
16	安城市	4.73%	8,782	185,516
17	津島市	4.55%	2,671	58,681
18	半田市	4.47%	5,113	114,505
19	名古屋市	4.40%	102,556	2,332,154
20	瀬戸市	4.32%	5,398	124,935
	愛知県 平均	4.45%	331,733	7,461,111

資料:愛知県内の市町村における外国人住民数の状況(愛知県)

3 高齢者世帯数

本市の高齢者世帯数は、令和2年10月1日現在、高齢単身世帯数が 3,660 世帯、高齢夫婦世帯数が 3,814 世帯となっており、いずれも増加傾向です。

〈高齢単身世帯数等の推移〉



資料:国勢調査(各年10月1日)

4 ひとり親世帯数

本市のひとり親世帯数は、令和2年10月1日現在、母子世帯数が328世帯、父子世帯数が53世帯、合わせて381世帯となっており、少子化に伴い減少傾向です。

20歳未満一般世帯数に占める母子・父子世帯比率は、令和2年10月1日現在 5.2%となっており、愛知県平均(5.0%)を上回る水準です。

〈母子・父子世帯数の推移〉

	蒲郡市				愛知県
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	令和2年
母子世帯数	379	381	363	328	34,570
父子世帯数	44	51	52	53	4,382
合計	423	432	415	381	38,952
20歳未満一般世帯数	8,741	8,310	7,860	7,379	773,902
母子・父子世帯比率	4.8%	5.2%	5.3%	5.2%	5.0%

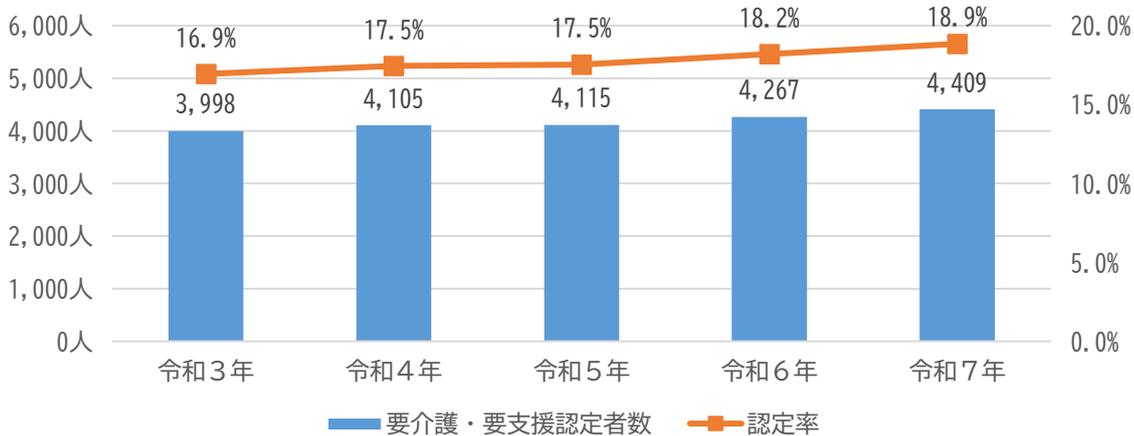
資料:国勢調査(各年10月1日)

5 要介護・要支援認定者数

本市の要介護・要支援認定者数は、令和7年9月末現在 4,409人となっており、75歳以上の後期高齢者数の増加に伴い、認定者数も増加傾向です。

65歳以上人口に占める認定率は、令和7年9月末現在 18.9%と上昇傾向となっています。

〈要介護・要支援認定者数及び認定率の推移〉

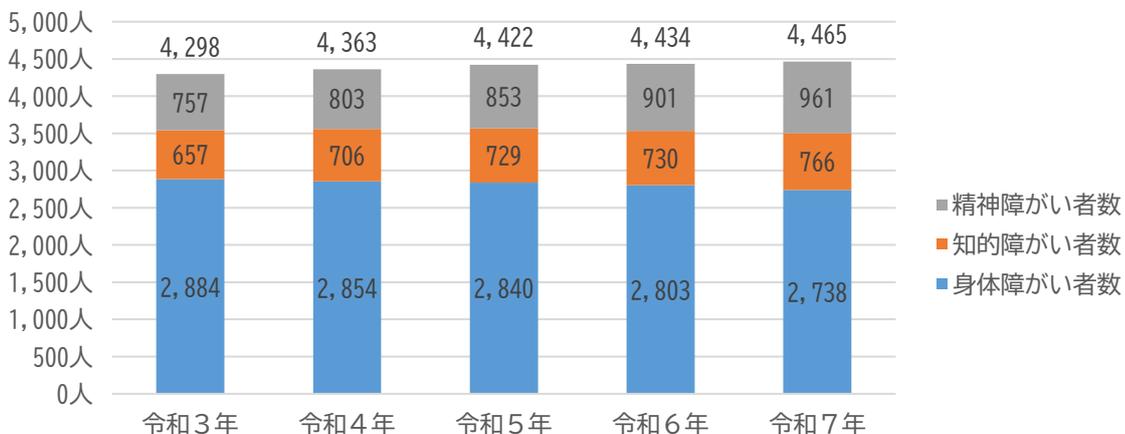


資料:介護保険事業状況報告(月報)

6 障がい者数

本市の障がい者数(手帳所持者数)は、令和7年4月1日現在、身体障がい者数が 2,738 人、知的障がい者数が 766 人、精神障がい者数が 961 人、合わせて 4,465 人となっており、知的障がい者数及び精神障がい者数が増加傾向です。

〈障がい者数(手帳所持者数)の推移〉

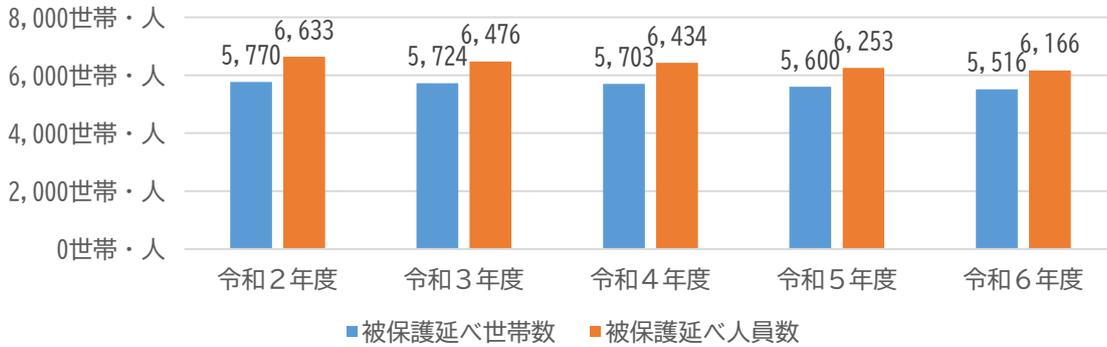


資料:蒲郡の統計(各年4月1日)

7 生活保護の状況

本市の生活保護の状況は、令和6年度の被保護延べ世帯数が 5,516 世帯、被保護延べ人員数が 6,166 人となっており、延べ世帯数、延べ人員数のいずれも減少傾向で推移しています。

〈被保護延べ世帯数等の推移〉



資料:蒲郡の統計

8 犯罪の状況

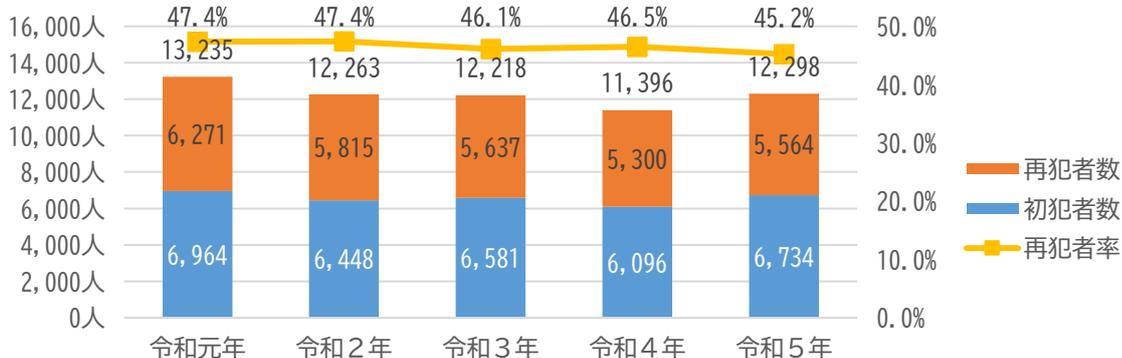
本市の刑法犯認知件数は、令和6年が477件となっており、近年ではコロナ禍で減少した一方、令和4年以降は増加傾向となっています。

愛知県全体の刑法犯認知件数のうち、令和5年は初犯者数が 6,734 人、再犯者数が 5,564 人となっており、再犯率は 45.2%となっています。

〈本市の刑法犯認知件数の推移〉



〈愛知県全体の再犯率等の推移〉



資料:犯罪統計書(愛知県警察)

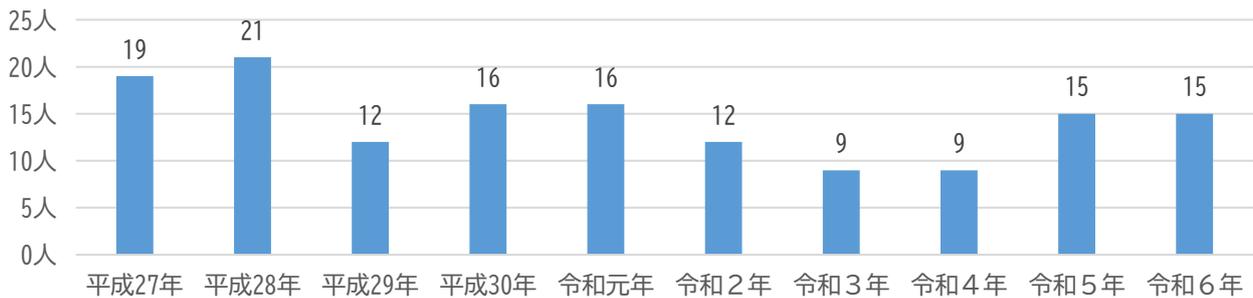
9 自殺の状況

(1) 自殺者数の推移

本市の自殺者数は、令和6年が15人となっており、過去10年では10人を下回る年もあれば、20人を上回る年もある状況です。

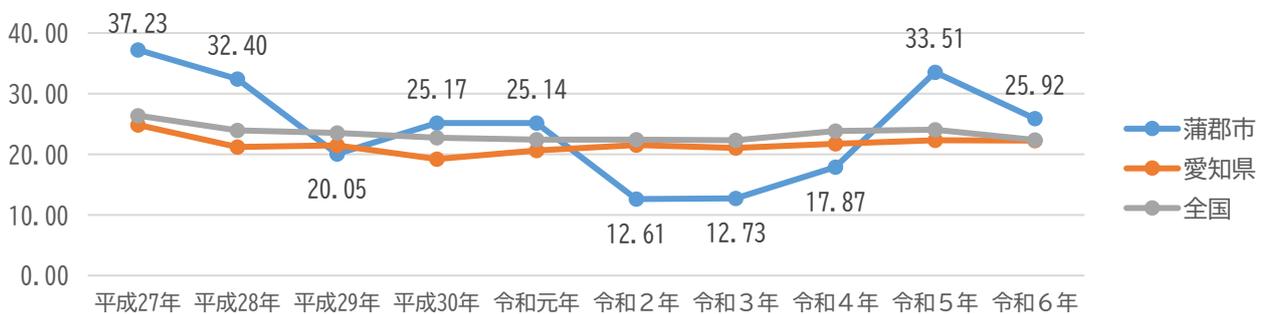
自殺死亡率(人口10万対)は、令和6年が男性 25.92、女性 12.64 となっており、過去10年では、男女ともに愛知県や全国の比率を上回る年が比較的多い状況です。

〈自殺者数の推移〉

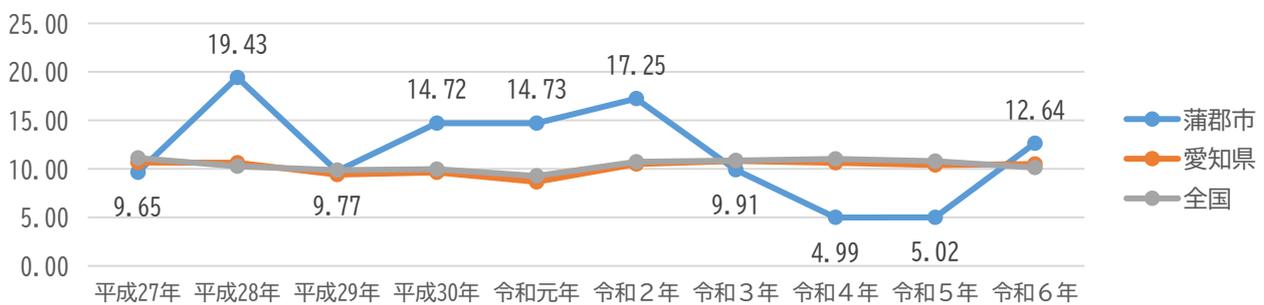


〈自殺死亡率(人口10万対)の推移〉

■男性



■女性



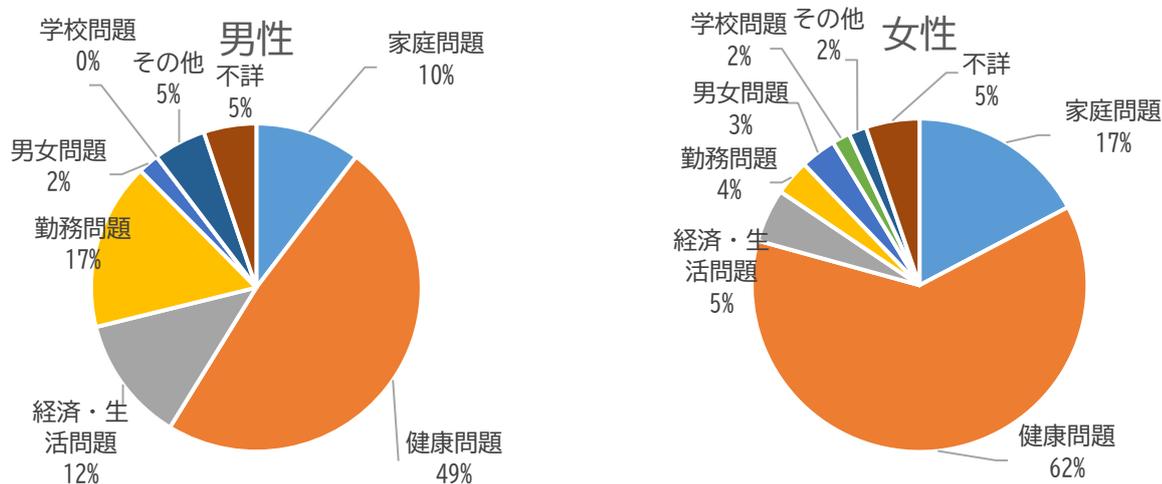
資料:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

(2) 自殺の原因・動機

本市の自殺者における原因・動機は、男女ともに「健康問題」の比率が最も高く、男性では 49%、女性では 62%を占めています。

次いで、男性では「勤務問題」が 17%、「経済・生活問題」が 12%と続いており、女性では「家庭問題」が 17%、「経済・生活問題」と「不詳」が5%と続いています。

〈自殺者における原因・動機(過去10年累計)〉



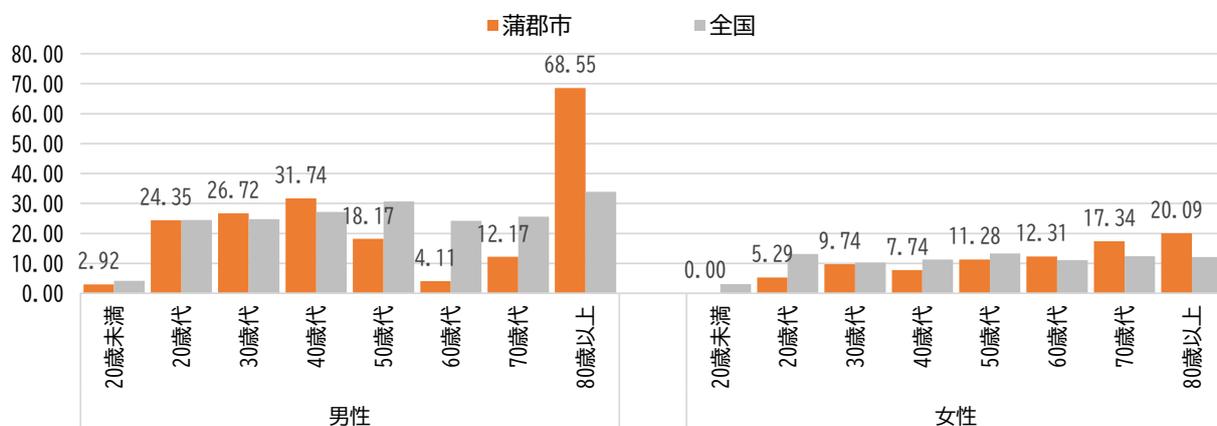
資料:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

(3) 性別・年齢の特徴

一般社団法人「いのち支える自殺対策推進センター」が取りまとめた、性別・年齢における 2019～2023 年の特徴として、男性80歳以上の死亡率が特に高く、80歳以上の死亡率は、男女ともに全国の水準を大きく上回っています。

また、男性では 20 歳代から 40 歳代は全国と同様に死亡率が高い一方、50 歳代から 70 歳代は低い水準となっています。

〈性別・年代別の平均自殺死亡率(人口10万対) (2019～2023 年)〉



資料:地域自殺実態プロフィール 2024(いのち支える自殺対策推進センター)

(4) 本市の主な自殺者の特徴

一般社団法人「いのち支える自殺対策推進センター」が取りまとめた、本市の過去5年の主な自殺者の特徴は次のとおりです。

〈地域の主な自殺者の特徴(2019～2023年合計)〉

自殺者の特性上位5区分	自殺者数(5年計)	割合	自殺死亡率(人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路※
1位:男性 60歳以上無職同居	10	16.4%	34.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:女性 60歳以上無職同居	8	13.1%	16.3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性 20～39歳無職独居	5	8.2%	758.0	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
4位:男性 40～59歳有職同居	5	8.2%	11.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位:女性 60歳以上無職独居	4	6.6%	36.0	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

資料:地域自殺実態プロファイル 2024(いのち支える自殺対策推進センター)

※ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意

(5) 生活状況別にみた背景にある主な自殺の危機経路(例)

一般社団法人「いのち支える自殺対策推進センター」が取りまとめた、本市の過去5年の生活状況別にみた背景にある主な自殺の危機経路(例)は次のとおりです。

〈生活状況別にみた背景にある主な自殺の危機経路(例)(2019～2023年)〉

生活状況		背景にある主な自殺の危機経路(例)
20～39歳	同居	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
	有職 独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
	無職 同居	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
	無職 独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
男性 40～59歳	同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
	有職 独居	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
	無職 同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
	無職 独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
60歳以上	同居	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
	有職 独居	配置転換／転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
	無職 同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
	無職 独居	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
20～39歳	同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
	有職 独居	①非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ②仕事の悩み→うつ状態→休職／復職の悩み→自殺
	無職 同居	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
	無職 独居	①【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺
女性 40～59歳	同居	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
	有職 独居	職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺
	無職 同居	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
	無職 独居	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
60歳以上	同居	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺
	有職 独居	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺
	無職 同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
	無職 独居	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

資料:地域自殺実態プロファイル 2024(いのち支える自殺対策推進センター)

※背景にある主な自殺の危機経路はライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考にしている。自殺者の生活状況別に見て代表的と考えられる経路の一例であり、記載の経路が唯一ではないことに留意

10 現計画の評価

本市が策定した2つの現計画(第3期蒲郡市地域福祉計画、蒲郡市自殺防止対策計画)に盛り込んだ成果指標や施策・事業について、市の各主管部署等において進捗状況(計画期間における主な成果・課題)を評価し、その結果を次のとおり取りまとめました。

(1) 第3期蒲郡市地域福祉計画(令和3～7年度)の評価まとめ

〈成果指標の現状値と評価まとめ〉

目標値に向けて前進している指標(△)が比較的多い一方、「地域活動へ参加している」という市民の割合”は実績値よりも後退している指標(×)であり、若年層の参加率が低いことや参加率が比較的高い中高年層において、75歳以上の割合の上昇に伴い、身体的な状況や健康面で参加が難しい人が増えている状況がうかがえます。

また、「災害時に避難する際に、手助けをお願いできる人がいないの割合”については、ひとり暮らしの高齢者が増えていることが、割合の上昇の一因と考えられ、これら人口構成の変化に伴う課題への対応がますます求められる状況です。

目標	成果指標	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和6年度)	評価	出典
1 生活支援の要望をかなえる身近な基盤をつくる	あなたや家族に関する最も大きな悩みや困りごとについて「誰にも相談していない」という市民の割合	17.6%	15%以下	13.9%	○	蒲郡市地域福祉の推進に関するアンケート調査
	あなたや家族に関する最も大きな悩みや困りごとについて「どこに相談するかわからなかった」という市民の割合	32.1%	16%以下	30.2%	△	蒲郡市地域福祉の推進に関するアンケート調査
2 住民同士のまとまりと福祉活動の担い手をつくる	「地域活動へ参加している」という市民の割合	57.8%	65%以上	53.0%	×	蒲郡市地域福祉の推進に関するアンケート調査
	「ボランティア活動へ参加している」という市民の割合	33.1%	40%以上	34.7%	△	蒲郡市地域福祉の推進に関するアンケート調査
	「地域での支え合い・福祉活動」について「満足」「やや満足」という市民の割合	16.6% (平成30年度)	22%以上	20.1%	△	市民意識調査

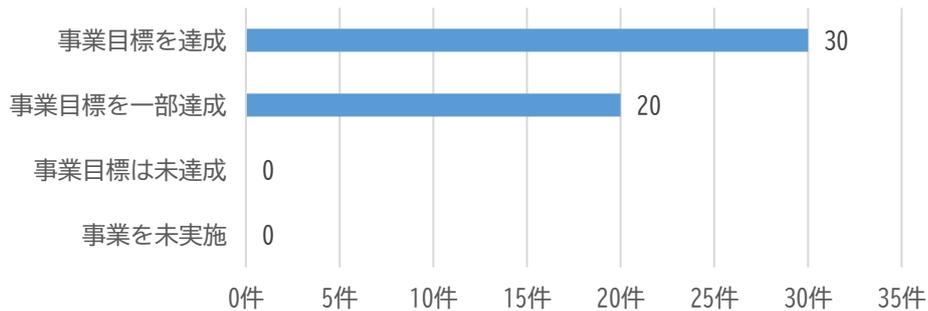
評価の基準

○	目標値を達成している
△	目標値に向けて前進している
×	実績値よりも後退している

目標	成果指標	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和6年度)	評価	出典
3 災害時の支援体制を整える	災害時に避難する際に、手助けをお願いできる人がいないの割合	24.6%	18%以下	26.7%	×	蒲郡市地域福祉の推進に関するアンケート調査
4 配慮や支援を必要とする人への総合的な支援体制を整える	「低所得者の自立支援」について「満足」「やや満足」という市民の割合	9.7%	20%以上	11.3%	△	市民意識調査
	「国際化、外国人との交流・共生」について「満足」「やや満足」という市民の割合	6.8%	17%以上	7.7%	△	市民意識調査

〈事業の評価まとめ〉

「事業目標を達成」が30件(60.0%)、「事業目標を一部達成」が20件(40.0%)となっており、「事業目標は未達成」や「事業を未実施」というものは見られません。



(2) 蒲郡市自殺防止対策計画(平成 31～令和7年度)の評価まとめ

〈成果指標の現状値と評価まとめ〉

目標値を達成している指標（○）は、“高齢者（70 歳以上）の自殺者数”、“ゲートキーパー養成研修を受講した市職員の1年後の知識の実践度”、“こころの健康（メンタルヘルス）についての市民の意識度や相談窓口の周知度”の3指標です。

なお、“高齢者（70 歳以上）の自殺者数”については、単年比較で見た場合（○）の評価が付きましたが、一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロファイル 2024」によると、中期で見た場合、全国平均と比べた高年齢層の自殺死亡率の高さが指摘されており、この指標とは別の見方でも市の現状や課題を捉える必要があります。

また、実績値よりも後退している指標（×）は、“働き世代（20 歳～69 歳）の自殺者数”、“企業・事業所のメンタルヘルスへの取組”、“「こころの体温計」のアクセス数”の3指標であり、この現状を踏まえた対策や取組の周知を図っていく必要があります。

施策	成果指標	目標値	現状値（又は現状） （令和6年度）	評価	出典
重点施策1 高齢者への 包括的な支 援	高齢者（70 歳以上） の自殺者数	前年より1 名以上減少	前年より2 名減少 （令和5年：7人 →令和6年：5人）	○	地域におけ る自殺の基 礎資料（厚 生労働省）
	高齢者の地域活動 への参加率	令和7年までに参加率 を60%に増加	54.4%（60 歳以上）	△	蒲郡市地域 福祉の推進 に関するア ンケート調 査
重点施策2 健康問題（主 に精神疾患） への支援	自殺念慮を持つ相 談者や悩みを抱え る相談者が、病院受 診または福祉サー ビス等の利用等、支 援に繋がった人数	目標値設定なし	相談内容に応じて、病 院受診や相談支援事 業所につなぐ等、継続 的な支援を実施	—	

評価の基準

○	目標値を達成している
△	目標値に向けて前進している
×	実績値よりも後退している
—	未把握もしくは調査が異なるため参考値

施策	成果指標	目標値	現状値（又は現状） （令和6年度）	評価	出典
重点施策3 働き世代への支援	働き世代（20歳～69歳）の自殺者数	前年より1名以上減少	前年より2名増加 （令和5年：7人 →令和6年：9人）	×	地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）
	企業・事業所のメンタルヘルスへの取組	協会けんぽの健康宣言企業のうち、ストレスチェックの実施や適切な働き方の実現等、メンタルに関わる項目にチェックのある企業数を、毎年前年度より増加を目標とする	前年より1社減少 （令和5年：126社 →令和6年：125社）	×	
基本施策2 自殺防止対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成研修を受講した市職員の1年後の知識の実践度（前年度にゲートキーパー養成研修を受講した市職員を対象に毎年スキルアップ研修を行って確認）	研修受講1年後にアンケート調査を行い、通常業務の中で実際に市民の悩みの傾聴や福祉課・長寿課等への紹介等、ゲートキーパーとしての役割を意識しながら対応をした事がある職員の割合を、受講者数に対して30%以上	72% （研修を受講した年度中のアンケート調査）	○	
	ゲートキーパー養成研修を受講した民生委員・児童委員の1年後の知識の実践度（前年度にゲートキーパー養成研修を受講した民生委員・児童委員へ意識調査を実施して確認）	研修受講1年後にアンケート調査を行い、家庭訪問や地域住民からの相談を受ける中で、住民の相談の傾聴や、福祉課、長寿課、子育て支援課、その他関係機関へ繋ぐことを検討する等、ゲートキーパーとしての意識をもった活動を行っている民生委員の割合を受講者数に対して50%以上	フォローアップ研修を実施	—	
	ゲートキーパー養成研修を受講したケアマネジャー・介護施設職員の1年後の知識の実践度（前年度にゲートキーパー養成研修を受講したケアマネジャー・介護施設職員へ意識調査を実施して確認）	研修受講1年後にアンケート調査を行い、要介護（要支援）者本人及び家族、近隣住民からの相談を受ける中で、相談の傾聴や、内容に応じて福祉課、長寿課、その他関係機関へ繋ぐことを検討する等、ゲートキーパーとしての役割を意識しながら対応するケアマネジャー・介護施設職員の割合を受講者数に対して50%以上	フォローアップ研修を実施	—	

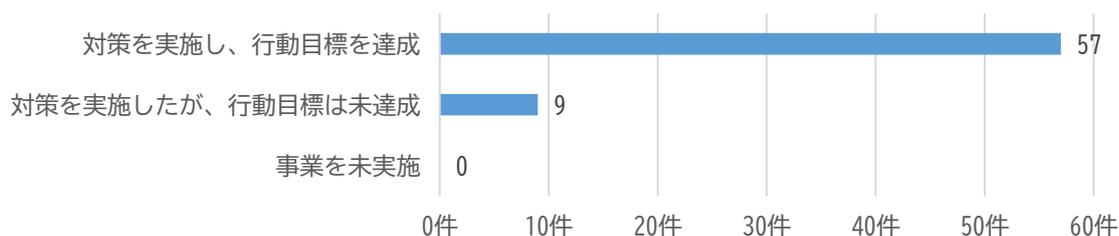
施策	成果指標	目標値	現状値（又は現状） （令和6年度）	評価	出典
基本施策3 市民への啓 発と周知	こころの健康(メンタルヘルス)についての市民の意識度や相談窓口の周知度	毎年行われる市民向け事業「ひとねる祭(健康推進課)」、「福祉まつり(福祉課)」、「認知症サポーター養成講座・認知症カフェ(長寿課)」の参加者に意識調査を行い、メンタルヘルスの維持に気を付けている市民及び相談窓口について知っている市民を、前年度比3%増加	「くらふとフェア蒲郡」の来場者に意識調査を実施。前年度比25%増加 (令和5年:130人→令和6年:163人)	○	
	「こころの体温計」のアクセス数	こころの健康(メンタルヘルス)に関する意識調査への参加者へ、自殺防止に関する啓発資料又は啓発物品を配布し、ホームページの「こころの体温計」の周知を図ることにより、メンタルヘルスチェックの年間利用者が前年度比延べ100名増加	アクセス数が前年より952件減少 (令和5年:8,998件→令和6年:8,046件)	×	

以下の施策は、成果指標は未設定

- 基本施策1 地域におけるネットワークの強化
- 基本施策4 生きることの促進要因への支援
- 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- その他の施策1 生活困窮者への支援
- その他の施策2 自殺を思いとどまる環境づくり
- その他の施策3 支援者への支援
- その他の施策4 自殺未遂者への再発防止や自死遺族のケア

〈対策の評価まとめ〉

「対策を実施し、行動目標を達成」が57件(86.4%)、「対策を実施したが、行動目標は未達成」が9件(13.6%)となっています。



第3章 蒲郡市の地域福祉の課題等

市民アンケート調査や関係団体等アンケート調査及びインタビュー調査の結果に基づき、市の現状や課題等を整理すると、次のとおりです。

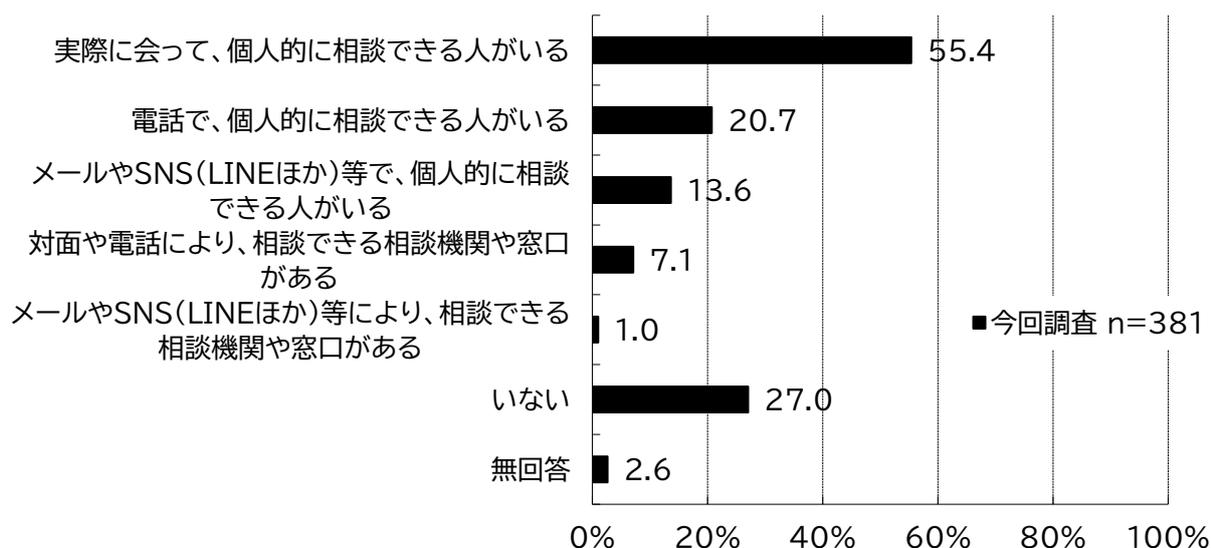
目標1 生活支援の要望をかなえる身近な基盤をつくる

【市民アンケート調査結果に基づく主な現状や課題】

■ 悩みや困りごとを受け止めてくれる人が「いない」という市民が約3割

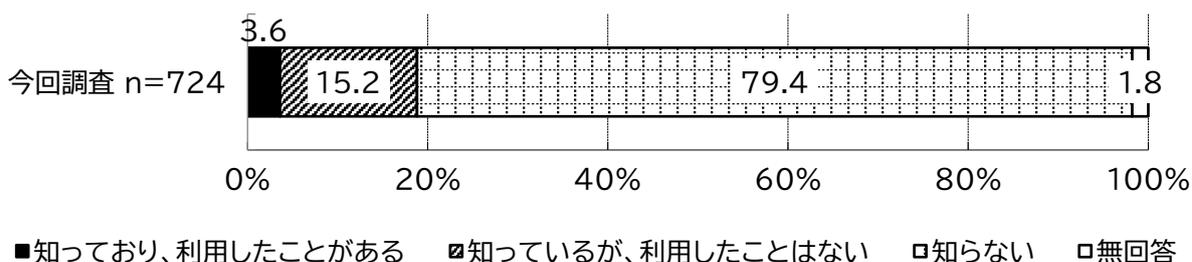
市民の約半数が自身や家族に関する大きな悩みや困りごとを抱えている状況であり、回答者全体では、「自分の健康・医療のこと」、「家族の介護・福祉サービスのこと」、「お金のこと」が悩みや困りごとの上位3つです。

また、悩みや困りごとを受け止め、耳を傾けてくれる人について、「いない」という市民が全体で約3割(27.0%)となっており、回答者の属性別では、男性や50・60歳代、ひとり暮らしで同回答が比較的高い状況です。



■ 蒲郡市福祉総合相談室の認知度向上が必要

市民からの要望把握の窓口となる蒲郡市福祉総合相談室は、その存在を知っている市民は約2割で、認知度が比較的高い70歳代以上で約3割という状況です。



蒲郡市福祉総合相談室の利用意向は、「すぐに利用したい」という人は少数であるものの、「必要になったら利用したい」という人を含めれば、利用希望率は約7割であることから、窓口の認知度を高めるための取組が不可欠です。

■ 協議体(地域支え合い座談会)等の周知、支え合いの取組への理解と参加の促進

市と蒲郡市社会福祉協議会が進めている支え合いの地域づくり(生活支援体制整備事業)の認知度は約3割で、認知度の上昇は見られません。また、市内11か所の公民館区域にて開催している協議体(地域支え合い座談会)の認知度は2.6%です。

協議体への参加意向については、「参加したことがあり、今後も参加したい」、「参加したことはないが、今後は参加してみたい」という積極派が5.7%(前回調査8.6%)となっており、積極派の割合が10.4%と比較的高い70歳代以上などに取組を周知し、取組に対する地域住民の理解と参加を促していく必要があります。

■ 最も求められている取組は「緊急時の連絡対応」

地域の困りごとを減らすために必要な取組を聞いたところ、「緊急時の連絡対応」との回答が最も多く、回答率は前々回調査、前回調査からは減少しているものの、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増えている中で、最も求められている取組です。また、同居家族に妊産婦や子どもがいる場合は「子育て中の母親・父親の仲間づくりなどの活動の場の充実」、要介護者や認知症の人、障がいのある人がいる場合は「外出時(通院や物等)の援助」が上位にあがっています。

地域福祉活動の推進役である蒲郡市社会福祉協議会については、その活動内容を知っている市民は約2割という状況です。

蒲郡市社会福祉協議会に特に力を入れてほしい取組については、「介護サービス・介護予防サービス」や「地域における支え合いや見守り活動」が上位にあがっています。

【関係団体等アンケート調査結果等に基づく、主な意見・提案等の要点】

〈蒲郡市福祉総合相談室をはじめ、本市の相談支援体制の改善すべき点等〉

- 相談支援体制のPR、情報共有
- 相談員の人材確保・質の向上
- 相談窓口の開設時間・場所等の充実
- 複雑化・複合化する問題への対応
- 相談室等に対する評価(様々な機関や団体が連携して市民の困りごとに対応している点は良い等)
- 相談窓口の専門性の発揮、窓口相互の連携
- 相談窓口に来られない人等への対応
- 相談支援の次のステップへの移行

〈市民の生活課題の解消を支援する体制づくりについて〉

- 連携が必要な分野・問題がある(医療面の現実と福祉面での要望・課題がマッチしていない等)
- 相談・連携後の課題(会議はあるが、意見の出し合いで終わっている気がする等)

- 機関・団体相互の理解の促進
- 人材を軸とした連携(スクールソーシャルワーカーと「蒲都市福祉総合相談室」の連携 等)
- 現在の連携体制への評価(他機関の職員と顔の見える関係づくりは今後も続けていく必要がある 等)
- 連携体制の見える化(重層的な課題に対して蒲都市福祉総合相談室が開設されたと認識していますが、もっと周知がなされると良い 等)

目標2 住民同士のまとまりと福祉活動の担い手をつくる

【市民アンケート調査結果に基づく主な現状や課題】

- 町内会・自治会・地区社協・コミュニティ協議会等の役員のなり手、担い手づくりが全中学校区共通の問題・課題

住んでいる地域の問題や課題について聞いたところ、「町内会・自治会・地区社協・コミュニティ協議会等の役員のなり手、担い手が少ない」との回答が前回調査と同様に最上位にあがっており、西浦中学校区以外の中学校区ではいずれも最上位の問題・課題です。

また、今後参加したい地域活動について聞いたところ、「特にない・参加できない」という回答が増加傾向となっており、参加したい地域活動がある人の場合でも、その参加意欲は「時間に余裕ができれば参加したい」、「将来的には参加したい(定年退職後など)」という消極派が8割以上となっています。

一方、近所付き合いの中で手助けすることができることを聞いたところ、10・20 歳代の約4割(37.5%)、30・40 歳代の約3割(31.1%)が「話し相手」をあげ、30・40 歳代の約1割(11.9%)が「短時間のこどもの預かり」、30・40 歳代、50・60 歳代のいずれも約2割が「ごみ出しの手伝い」をあげており、このような助け合いが活性化するような“顔が見える関係づくり”に向けたきっかけづくりが求められます。

- 若い年代を含め支え合いの取組の担い手を増やしていくことが必要

市内11か所の公民館区域にて開催している協議体(地域支え合い座談会)で出ているアイデアについて、協力できそうな、参加できそうな内容を聞いたところ、「わからない」との回答が最も多く、「特にない」との回答が前回調査から増加しています。「わからない」との回答は、60 歳代より下の年代で比較的多く、「特にない」との回答は、70 歳代以上で比較的多くなっており、高齢化が進行する中、特に若い年代に支え合いの活動を周知し、支え合いの取組への理解や協力を促すことが求められます。

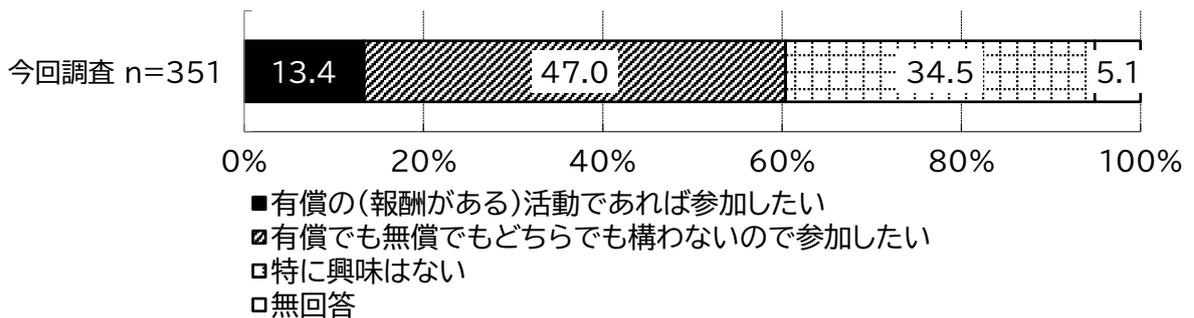
- 防災を重要テーマとして、隣近所同士のつながりの必要性を訴えていく

近所付き合いの中で手助けすることができることを聞いたところ、「安否確認の声掛け・見守り」、「災害時の手助け」をあげた人がいずれも約4割で、性別や年齢に関わらず、できることの上位にあがっています。予期せぬ災害を乗り越えるためには、日頃の地域のつながりが大切であることから、今後も防災を重要テーマとして、隣近所同士のつながりの重要性を訴えていく必要があります。

■ ボランティア活動とそれを希望する年齢層とのマッチングが課題

個人として参加するボランティア活動の参加意向については、市民全体としては前回調査、前々回調査と同様に「清掃美化・リサイクル活動」といった環境面の活動への関心が比較的高い状況です。また、年代別で見ると、10・20 歳代や 30・40 歳代は「スポーツ活動」、50・60 歳代は「防火・防災活動」、70 歳代以上は「健康づくりや介護予防の活動」に関心を持つ人が比較的多く、活動とそれを希望する年齢層とのマッチングが課題にあげられます。

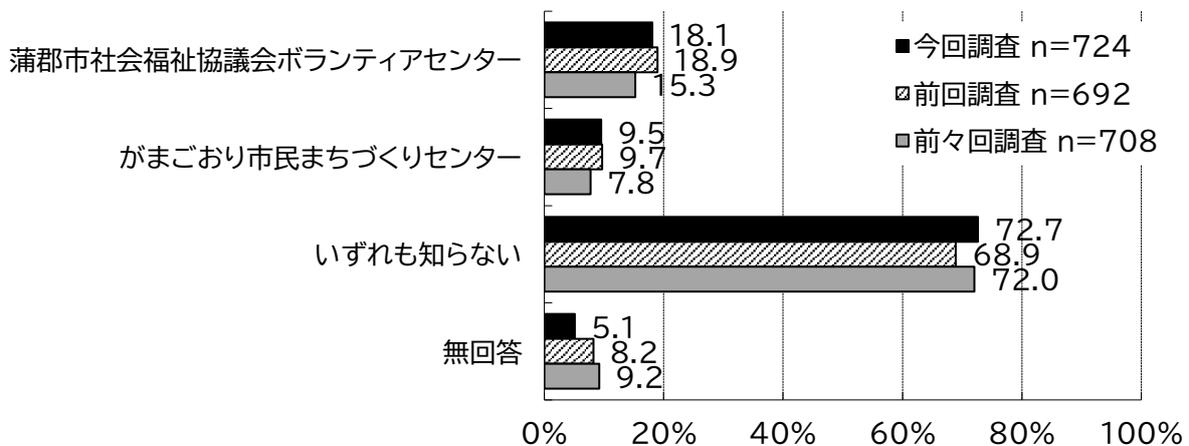
参加したいボランティア活動がある人に、参加希望の形態を聞いたところ、「有償でも無償でもどちらでも構わないので参加したい」が約半数、「有償の(報酬がある)活動であれば参加したい」が約1割(13.4%)という状況です。



ボランティア活動に積極的参加する条件は、前々回調査、前回調査と同様に「時間的に負担の少ない活動」が最上位となっており、男女や年齢、職業に関係なく上位にあがっており、ボランティア活動のすそ野を広げるためのポイントと考えられます。

■ 地域活動やボランティア活動を支援する機関の周知は進んでいない状況

「がまごおり市民まちづくりセンター」や「蒲郡市社会福祉協議会ボランティアセンター」は、「いずれも知らない」という人が約7割となっており、前々回調査、前回調査から周知は進んでいない状況です。その周知とともに、前述の課題(活動とそれを希望する年齢層とのマッチング)に対応する機能の強化が求められます。



【関係団体等アンケート調査結果等に基づく、主な意見・提案等の要点】

〈協議体(地域支え合い座談会)をはじめ、住民主体の交流の場づくりについて改善すべき点等〉

- 座談会の役割や機能に関する意見・評価(毎月座談会を開催し、意見や課題の整理が行えている 等)
- 参加者の拡大(幅広い年齢等)
- 座談会等の交流活動の PR
- 生活支援コーディネーターの役割(生活支援コーディネーターの役割は重要 等)
- 他の活動、他市町村との連携(地域の特徴・人材を幅広く知ることが大切だと感じる 等)
- 地区による違い、特徴(地区によって活動が活発なところとあまりないところがある 等)
- そのほかの住民主体の交流の場づくり等の提案(いきいきサロンの活動の担い手不足や高齢化の課題があり、担い手育成や助成事業の見直しが必要 等)

〈福祉活動の担い手づくり、福祉人材の確保・養成について〉

- 現在の取組の評価や今後の課題(今の担い手は確保できているが、担い手も高齢化のため次世代の育成が必要だが行えていない印象がある 等)
- 福祉イベントの開催(「福祉おしごとフェア」のようなものを定期的で開催していく必要がある 等)
- 養成の講座・研修の課題や提案(もっと多岐にわたる内容の講座・講習を開催し、人材育成を図っていただきたい 等)
- 福祉教育・福祉体験に関する意見(昨年度、福祉まつりにおいて、中高生に声掛けし音声認識【UD トーク】の修正などをする機会を作ってくれた。今年度以降もそうした体験の場を作ってくれとありがたい 等)
- 福祉人材の確保は事業所レベルや市レベルを超えた課題(福祉人材の確保については、事業所レベルの努力では限界を迎えている 等)
- ボランティアの高齢化、若者の活動への参加(若い人の参加を増やすための施策が見えない 等)
- 高齢者の福祉活動への参加
- 福祉人材の質の向上
- 個人登録のボランティア育成
- ボランティア活動に関する情報提供・情報共有

目標3 災害時の支援体制を整える

【市民アンケート調査結果に基づく主な現状や課題】

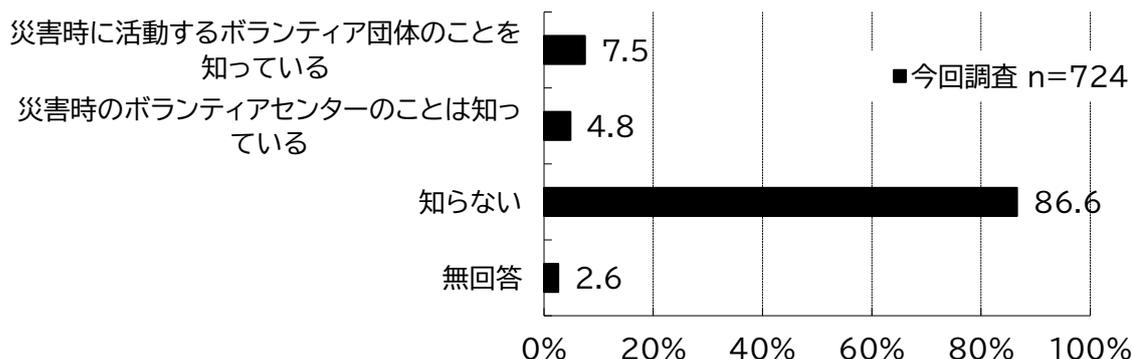
- 災害時における要支援者のいる家庭をはじめ、市民における災害時に向けた備えを一層促すことが必要

災害時の避難の際に手助けをお願いできる人の有無について聞いたところ、ひとり暮らしの人の場合、同居家族に要介護者や認知症の人がいる場合、障がいのある人がいる場合は、「いない」という回答が約3割となっています。

また、災害時に備えて行っていることは、「防災用品の準備」が約半数(52.8%)で、残りの約半数はその準備をしていない結果となっており、「避難場所の確認」や「家族等との連絡方法の確認」、「災害情報の積極的な入手」などは、半数以上の人が行っていない状況です。

市の「避難行動要支援者支援制度」の市民における認知度は約1割(9.7%)で、家族に災害時要支援者がいる場合でも15.3%と認知度が低い状況です。

災害時に備えたボランティア制度については、「知らない」という人が9割近くです。



【関係団体等アンケート調査結果等に基づく、主な意見・提案等の要点】

〈避難行動要支援者支援制度をはじめ、避難支援を必要とする人への支援体制について改善すべき点等〉

- 支援制度の評価と今後の課題(自主防災会、地域の消防団、民生委員と連携して地域で助け合う仕組みを構築しようとする試みは良い。災害の種類によって、避難場所や手段が変わってくるので、それぞれに訓練が必要 等)
- 支援制度の対象者についての意見(支援制度があることで、助けられる人がいると思うけれど、本当に支援が必要な人を理解できているか疑問)
- 個別支援計画についての意見(個別支援計画が適切なタイミングで更新され、使える情報であり続ける必要がある 等)
- 障がい種別に応じた取組
- 個人情報保護リスク(名簿や個別支援計画は個人の機微情報満載で、取扱方法や保存方法などの研修を実施しないと漏洩リスクがあり、トラブルが懸念される 等)
- 市民への情報提供、PR、意識啓発(支援体制自体の周知がされていないように思う 等)
- 情報共有に関する課題(避難行動要支援者の情報が、福祉避難所側になく困っている 等)

- 情報の管理や共有に関する取組の提案(先進事例等)
- 防災訓練や支援者の研修の必要性
- 避難を支援する人の確保

〈一般の指定避難所での生活が困難な避難行動要支援者等(高齢者及び障がい者等)の受入れ態勢について〉

- 現在の取組の評価と今後の課題(具体策として実際に災害が発生した時にどの位の人数を収容できるか。避難所に入れなかった(対応できなかった)時に、どのようにしたらよいか。対応策をお願いしたい 等)
- 福祉避難所等に関する周知・情報共有(市民に「福祉避難所」が何であるのかが周知されていないことは問題 等)
- 事前の訓練・テスト(いろんな障がい者団体及び支援団体に防災訓練への参加を呼びかけ、問題点を模索していただきたい 等)
- 設備・備品について(障がい者用トイレが少ない 等)
- 移動支援
- 障がい種別等に応じた取組、医療的ケアへの対応
- 避難所の拡充

目標4 配慮や支援を必要とする人への総合的な支援体制を整える

【市民アンケート調査結果に基づく主な現状や課題】

- 全体の約6割(56.6%)の世帯に、何らかの支援(見守りや生活支援、災害時の避難誘導など)を必要とする人がいる状況

回答者全体の約6割(56.6%)の世帯に、何らかの支援(見守りや生活支援、災害時の避難誘導など)を必要とする人がいる状況です。また、同居家族に「生活に困っている人(経済的に)」がいる割合は 2.9%で、この割合は 70 歳代以上など上の年齢ほど高く、同居家族に障がいのある人がいる場合で 8.6%と比較的高い状況です。

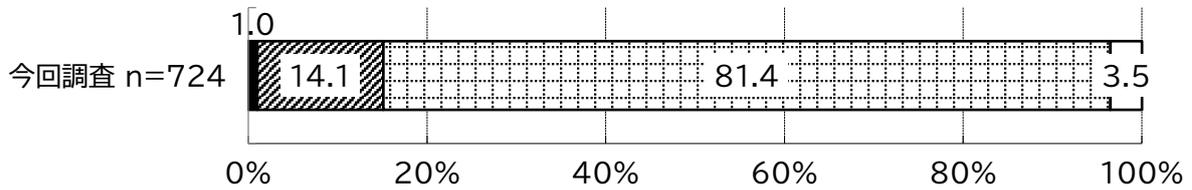
- 地域共生社会の理念の普及啓発や理念に基づく活動を推進していくことが必要

地域共生社会という考え方(障がいがある人もない人も、お年寄りも、若者も共に生きる社会をすべての人で考え作る)に対しては、賛同派が約5割という状況で、賛同派の割合は前々回調査、前回調査から減少している一方、「わからない」という回答が増加しています。

障がいのある人や認知症の人、ひとり暮らしの人、外国人住民、貧困家庭など、地域には何らかの配慮や支援を必要とする様々な市民が暮らしており、地域共生社会の理念の普及啓発や理念に基づく活動を推進していく必要があります。

■ 成年後見制度全般や相談窓口となる蒲郡市成年後見センターの周知が課題

成年後見制度の認知度は約4割(43.8)であり、前回調査から減少しています。また、「蒲郡市成年後見センター」の認知度は15.1%となっています。

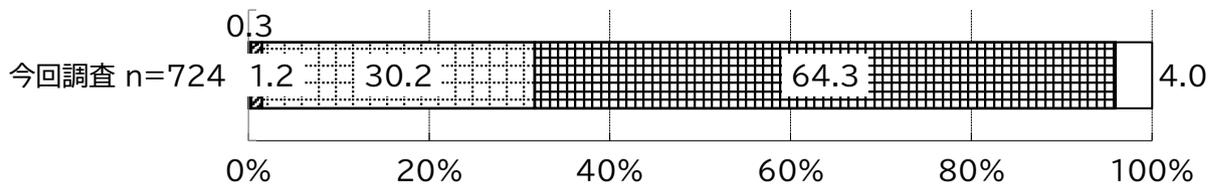


■ 知っており、利用したことがある ■ 知っているが、利用したことはない □ 知らない □ 無回答

支援が必要になったときの成年後見制度の利用意向を聞いたところ、同居家族に要介護者や認知症の人がいる場合、障がいのある人がいる場合のいずれも、「わからない」という回答が最上位となっており、引き続き成年後見制度全般や相談窓口となる「蒲郡市成年後見センター」の周知が求められます。

■ 幅広い年齢層に対するゲートキーパー養成講座への参加促進と、様々な機会での講座開催の検討

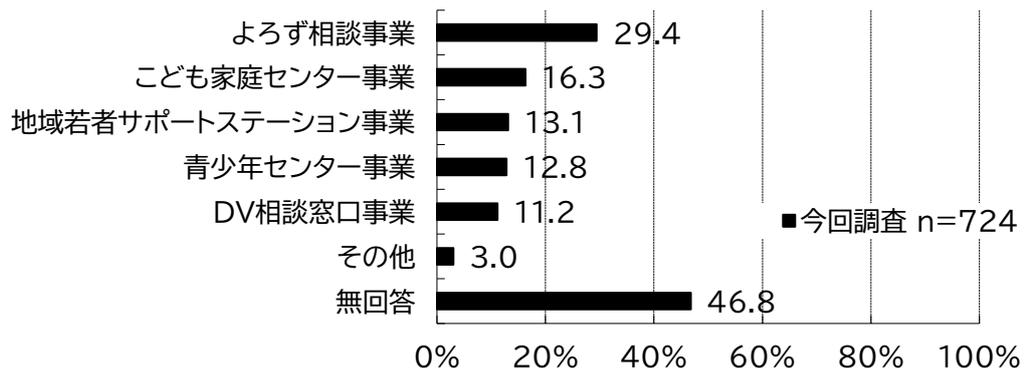
ゲートキーパーの入門講座への参加・興味について聞いたところ、「既に参加した」、「参加したい」、「興味はある」という参加希望や興味のある人は約3割(31.7%)となっており、こどもから高齢者まで幅広い年齢層に対して、養成講座への参加を促すとともに、様々な機会での講座開催を検討する必要があります。



■ 既に参加した ■ 参加したい □ 興味はある ■ 興味はない □ 無回答

■ 心の健康とその支援に関する市の取組の認知度の向上が課題

心の健康とその支援に関する市の取組の認知度は、「よろず相談事業」が約3割(29.4%)と最も高く、そのほかの事業の認知度はいずれも2割に満たない状況です。



【再掲】

■ 悩みや困りごとを受け止めてくれる人が「いない」という市民が約3割

市民の約半数が自身や家族に関する大きな悩みや困りごとを抱えている状況であり、回答者全体では、「自分の健康・医療のこと」、「家族の介護・福祉サービスのこと」、「お金のこと」が悩みや困りごとの上位3つです。

また、悩みや困りごとを受け止め、耳を傾けてくれる人について、「いない」という市民が全体で約3割(27.0%)となっており、回答者の属性別では、男性や50・60歳代、ひとり暮らしで同回答が比較的高い状況です。

【関係団体等アンケート調査結果等に基づく、主な意見・提案等の要点】

〈経済的に困窮している人への支援体制について〉

- 現在の取組の評価と今後の課題(就労準備支援事業や資金貸付制度があるのはとても良い。就労準備支援事業についてはその意味や活用がなされているか検証がいる 等)
- 生活困窮や就労に関する現状(自宅があるが、年金が少なく、かといって生活保護になるほどの年金額ではない人が、生活困窮で困っていることをよく見かける 等)
- 支援の対象者について(事業や制度の枠から外れて対象とならない人の相談や支援について限界がある 等)
- 経済的支援と生活支援の連携による取組(資金だけでなく生活基盤の安定を図れるように他組織との連携があればよい 等)
- 制度の市民への周知(生活福祉資金貸付制度をまだまだ知らない市民も多い 等)
- 相談支援について(支援体制の内容や相談ができる機関をもっと市民に知らせるべき 等)
- 支援制度の充実について(リバースモーゲージ等、使いやすい制度を作してほしい 等)

〈再犯防止対策について〉

- 現在の取組の評価と今後の課題(保護司だけでなく、多面的な配慮、対応が必要になってくる。立ち直りを支える民間窓口が欲しい 等)
- 生活支援や就労支援(更生したときに、働ける環境を作ることが必要。再犯防止策としては働き場所と住居の確保が2本柱 等)
- 保護司をサポートする体制(保護司が孤立・抱え込むことのないような支援体制づくり 等)
- 保護司の安全を守る取組(保護司を守る取組も積極的にすべき 等)
- 活動等に関する周知、情報共有(蒲郡保護司会による事例研究会を蒲郡中学校で行った。こうした活動をこれからさらに広げていただけるとよい 等)
- 再犯防止活動の担い手について(保護司の高齢化や担い手不足は、どこの自治体でも課題になっている 等)

〈成年後見制度について〉

- 現在の取組の評価と今後の課題(持続可能な権利擁護支援を行っていくには、計画と地域連携ネットワークの体制づくりを進めていくことが重要であり、その中心となる中核機関の立ち上げが必要 等)

- 制度の理解促進のための取組(制度について話を聞きたくてもどこで誰にお聞きしてよいのかわからないといった声を聞く 等)
- 認知症の理解のための取組や早期の対応(より多くの市民が認知症を理解することで、認知症の人の早期発見、把握することにつながり、より丁寧な支援につながる 等)
- 成年後見センターの機能強化(対象者はますます増えると思われるため、担当職員のスキルアップとともに拡充が必要 等)
- 制度の利用・支援に関わる人材の確保

〈自殺対策について〉

- 支援制度の評価と今後の課題(ゲートキーパー入門講座を続け、より多くの人に知っていただくことがなにより大切 等)
- 市民への周知(多くの人に興味・関心を持ってもらうために、ゲートキーパー養成研修につなげるための講演会や集まり等があると良い 等)
- 相談に関わる人材の確保、ゲートキーパー養成に関する提案(会社や事業所の責任者・担当者が定期的に講習会に参加する仕組みを作ってはどうか 等)
- 支援を必要とする人の把握と相談窓口につなげる取組(多様な問題を抱えているので、ファーストタッチした関係者が、適切な機関につながるように支援することが必要 等)
- 医療の充実(自殺前には何かしらの精神症状が出ている場合が多くあると思われるため、精神科病院受診のしやすさ、通院継続のしやすさが重要 等)

第4章 計画の基本目標と成果目標について

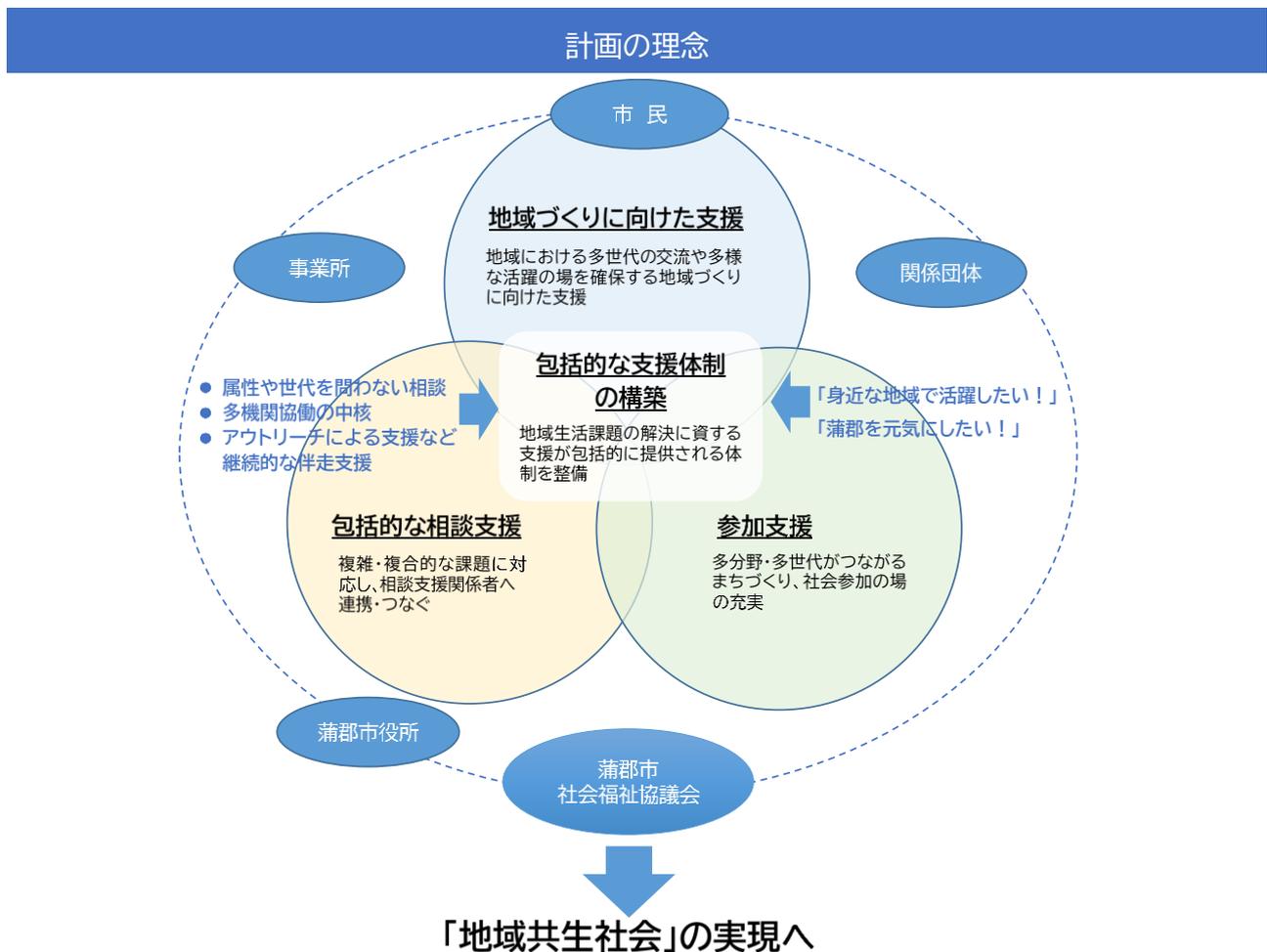
1 計画の理念

「がまごおりの福祉は、市民みんなで支える、つくる！」

改正社会福祉法(令和2年6月公布)では、第4条において「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」と規定され、地域福祉の推進には地域住民の主体的な参加が不可欠であることが明文化されました。

そして本市においては、第1期計画から、福祉に関わる市民の様々な悩みや困りごとに対して、国や誰かではなく、市民一人ひとりが様々なかたち(人・もの・お金)で支え、市民や福祉関係者、行政が連携・協働して、市の昔からの仕組みを見直したり、事業や活動を創り出すような、『互助・共助＝地域力』の力を高めることを目指してきました。

本市は、市民の主体的な参加を軸とする「がまごおりの福祉は、市民みんなで支える、つくる！」を理念として今後も踏襲し、市民が心身ともに充実し、人とのつながりや安心感を得られる幸せな状態(ウェルビーイング)を感じられる地域社会の実現を目指します。その実現に向け、一人ひとりの属性に関わらず、様々な相談を受け止める「包括的な相談支援」、地域社会への多様な「参加支援」、そして、市民の積極的な交流や参加の促進、地域での居場所づくりなど「地域づくりに向けた支援」を一体化した、包括的な支援体制の構築を進めます。



2 計画の基本目標等

本計画の基本目標は、次の4つです。

目標1 生活支援の要望をかなえる身近な基盤をつくる

本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、少子高齢化や世帯の細分化の進行等を背景として、複雑・複合化する地域住民の生活課題に対応するため、支援を必要とする人にとって頼りになる相談体制の充実や、課題解決のための身近な基盤・仕組みの整備を目指します。

目指すまちの姿	地域住民が困りごとを気軽に相談でき、支援につながるまち	
成果指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
● 悩みや困りごとを受け止め、耳を傾けてくれる人について、「いない」という市民の割合	27.0%	20%以下
● 蒲郡市福祉総合相談室を「知っており、利用したことがある」、「知っているが、利用したことはない」という市民の割合	18.8%	25%以上

出典：蒲郡市地域福祉の推進に関するアンケート調査(令和6年度)

目標2 住民同士のまとまりと福祉活動の担い手をつくる

本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、ひとり暮らし高齢者の増加等を背景に、孤独・孤立リスクを抱える人の増加が見込まれる中で、住民同士のまとまりや助け合いの不足を補い、身近な地域で支援を必要とする人の把握や支え合いを促していくため、住民同士が出会い、参加する機会を生み出すような仕組みの充実や、人と人との「つながり」を実感できるような見守り・交流の場や居場所づくりを目指します。

また、市民が主体的に福祉活動に参加できるよう意識の醸成を図り、ひとり暮らし高齢者や認知症の人の見守り、健康づくりや介護予防の活動等、地域の課題を踏まえた福祉人材等の育成・確保を目指します。

目指すまちの姿	より多くの市民が積極的に福祉活動に参加するまち	
成果指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
● 「地域活動へ参加している」という市民の割合	53.0%	65%以上
● 「ボランティア活動へ参加している」という市民の割合	34.7%	40%以上
● 「地域での支え合い・福祉活動」について「満足」「やや満足」という市民の割合	20.1%	25%以上

出典：蒲郡市地域福祉の推進に関するアンケート調査(令和6年度)、市民意識調査(令和6年度)

目標3 災害時の支援体制を整える

本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、いつ起きるとも限らない災害に備えて、避難支援を必要とする人(介護、障がい)などへの支援体制の整備を図ります。

また、発災後に災害ボランティアセンターが適切に立ち上がり、被災者の支援が行える体制の構築を行うことで、災害時の避難を手助けしてくれる人が近くにいるまちを目指します。

目指すまちの姿	災害時の避難を手助けしてくれる人と場所があるまち
---------	--------------------------

成果指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
● 災害時に避難する際に手助けをお願いできる人が「いない」という市民の割合	26.7%	20%以下
● 家族に避難行動要支援者がいる市民における、市の避難行動要支援者支援制度を「知っている」という割合	15.3%	20%以上

出典:蒲郡市地域福祉の推進に関するアンケート調査(令和6年度)

目標4 配慮や支援を必要とする人への総合的な支援体制を整える

本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、生活保護に至る前の生活困窮者への支援、困難な問題を抱える女性への支援、外国籍の人や外国籍ではないが日本語指導を必要とする人への支援、成年後見制度をはじめとする権利擁護を必要とする人への支援、犯罪をした人等の円滑な社会復帰に向けた支援など、配慮や支援を必要とする人への総合的な支援体制の充実を目指します。

また、全国的に小・中・高校生の自殺者数が増加していることや、本市では高齢者の自殺死亡率が高いことなどを踏まえつつ、自殺防止を支える人材の育成と市民への啓発等を通じて、生きることを包括的に支援する体制の充実を目指します。

目指すまちの姿	尊厳と命を大切にし、誰もが安心して暮らせる共生のまち
---------	----------------------------

成果指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
● 自殺死亡率(人口10万対)	15.3 (令和元年~5年の合計)	13.0以下 (令和6年~10年の合計)
● 蒲郡市成年後見センターを「知っており、利用したことがある」、「知っているが、利用したことはない」という市民の割合	15.1%	20%以上
● 「低所得者の自立支援」について「満足」「やや満足」という市民の割合	11.3%	20%以上
● 「国際化、外国人との交流・共生」について「満足」「やや満足」という市民の割合	7.7%	17%以上

出典:地域自殺実態プロファイル 2024、蒲郡市地域福祉の推進に関するアンケート調査(令和6年度)、市民意識調査(令和6年度)

第5章 施策と具体的な取組

1 施策の体系

本計画は、4つの基本目標に、12の施策、6つの重点事業で構成します。

目標1 生活支援の要望をかなえる身近な基盤をつくる

(1) 様々な相談に対応する

(2) 生活支援の基盤や仕組みを整える

【重点事業】

- 重層的支援体制整備事業

目標2 住民同士のまとまりと福祉活動の担い手をつくる

(3) 孤独・孤立の実態把握と見守りを行う

(4) 住民主体の交流の場を促進し、支援する

(5) 福祉や地域活動への参加のきっかけや情報を提供し、サービスや活動の実施につなげる

(6) 福祉人材等を養成する

【重点事業】

- 福祉学習・教育の推進事業
- 介護・福祉の人材の確保のための支援強化事業

目標3 災害時の支援体制を整える

(7) 災害に向けた不安を取り除く取組を市全域で実施する

【重点事業】

- 避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の整備・更新

目標4 配慮や支援を必要とする人への総合的な支援体制を整える

(8) 経済的に困窮している人の自立支援の基盤をつくる

(9) 制度の狭間問題に対応する

(10) 権利擁護を必要とする人を支援する
【蒲郡市成年後見制度利用促進計画】

(11) 再犯防止に向けた取組を実施する
【蒲郡市再犯防止推進計画】

(12) 生きることを包括的に支援する
【蒲郡市自殺防止対策計画】

【重点事業】

- 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するための事業
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備事業

2 施策・事業の展開

4つの基本目標、12の施策ごとに、重点事業と関連事業等の目標を設定します。

目標1 生活支援の要望をかなえる身近な基盤をつくる

(1) 様々な相談に対応する

- 近年、生活上の悩みが複雑化し、高齢・障がい・こども・生活困窮など従来の制度だけでは対応困難なケースが増えています。
- 経済困窮と親の介護、こどもの不登校と発達障がいなど複数の課題が重なり、「どこに相談すればよいか分からない」状況が生じています。
- 本市は、多様な悩みや困りごとを抱える人からの相談にワンストップで対応し、包括的支援を提供します。



●市の現状

- 「蒲郡市福祉総合相談室」で、あらゆる相談を受け止め、地域の支援機関と連携して支援できる体制を整えています。
- 高齢・障がい・こども・生活困窮など分野横断の支援会議を開催し、関係機関がチームとなって複雑・複合的な課題の支援にあたっています。

●課題

- 一つの部署だけでは対応が難しい複雑なケースが増えており、関係機関が一体となった包括的な支援体制を継続・強化していく必要があります。
- 「蒲郡市福祉総合相談室」を拠点に包括的支援を進めていますが、困難事例に円滑に対応し続けるため、さらなる専門職の連携と情報共有の仕組みづくりが課題です。

●施策の方針・取組の内容

① ワンストップ相談窓口の周知

- 複合的な課題を抱えた人の相談窓口として「蒲郡市福祉総合相談室」を周知します。
- 高齢・障がい・こども・生活困窮の各専門の相談窓口機関について、各分野のワンストップ相談窓口として周知します。

② 多機関連携の強化

- 一つの機関や専門職だけでは解決が難しい複雑なケースに対応するため、市や蒲郡市社会福祉協議会、専門機関が横断的に参加するチームにより、問題解決にあたります。

③ アウトリーチ（訪問支援）の強化

- 支援を必要とするのに自ら相談窓口に来られない人を把握し、「訪ねて支援」するアウトリーチ体制を強化します。
- 地域に出向いて悩みを聞き取ることで、潜在的な課題を持つ市民にも支援を届けます。



④ 継続的な伴走型支援

- 一度相談を受けた人には、支援プランに基づき関係者が継続してフォローし、解決に向けて伴走型で支援を続けます。
- 支援過程で新たな課題が判明した場合は適宜プランを見直し、支援します。

● 主な関連事業（重点は、特に重点的に推進する事業等）

事業等	内容	担当課等
重点 重層的支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 「蒲郡市福祉総合相談室」を中核として、分野や所管を問わず様々な相談を受け付け、多機関連携やアウトリーチ等による包括的支援を行います。 ● 悩みなどを抱えた人に社会とのつながりを作るための参加支援事業や、住民同士の顔の見える関係づくりのための地域づくり事業を行います。 	蒲郡市社会福祉協議会 福祉課 長寿課
基幹型地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターを後方支援する「基幹型地域包括支援センター」の機能を活かし、権利擁護・地域ケア会議・高齢者虐待防止等の事業の円滑な実施を図ります。 	蒲郡市社会福祉協議会 長寿課（地域包括ケア推進室）
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の高齢者の総合相談窓口であり、高齢者の日常生活の相談や支援、介護予防、認知症の人の支援等を担っています。 ● 市内5か所に設置し、担当地区別に活動しています。 	長寿課（地域包括ケア推進室） 地域包括支援センター
障がい者支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人、その家族からの生活全般にわたる相談窓口であり、「基幹相談支援センター」として、他の相談支援事業者、関係機関や医療機関等と連携し、体制の充実を図ります。 	蒲郡市社会福祉協議会 福祉課
障がい者相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいに関する相談支援事業を市内の事業所に委託し、地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。 	福祉課

<p>こども家庭センター (うみのこ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠・出産・子育て・こどもに関する総合相談窓口であり、地域の様々な施設や機関が協力し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。 ● こども家庭センターが中核となり、ネットワークの調整を行います。 	<p>こども家庭センター</p>
<p>子ども・若者相談窓口事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● こども・若者が抱える様々な困難に対して、必要に応じて、教育、福祉、雇用など各分野に支援を依頼し、就労・就学に結びつくような対応に努めます。 ● 「子ども・若者支援ネットワーク協議会」を設置し、複数機関の連携を支えています。 	<p>青少年センター</p>
<p>児童発達支援センター (にこりん)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達に気がかりのあるこどもとその家庭に対する児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業・相談支援事業を行い、継続的な支援を行う地域の中核的な施設を目指します。 	<p>児童発達支援センター</p>
<p>生活困窮者相談窓口事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済的に困窮している人の相談窓口であり、自立した生活が送れるよう、生活困窮者自立支援制度や生活保護等の必要な支援を行います。 	<p>福祉課</p>

子ども・若者相談窓口とは・・・

ニートやひきこもり、不登校、いじめなどに関する困りごとに対して、窓口で相談活動をするほか、必要に応じて、教育、福祉、雇用など各分野に支援をお願いして、就労や就学に向けていく蒲郡市の機関です。

相談内容は？

「就労・就学の不安」「対人関係」「生き方の不安」などの悩みや、「いじめ」「不登校」「高校・大学の中退」「ニート」「ひきこもり」「非行」に関する困りごとをはじめ、様々な相談をお受けします。

だれでも相談に乗ってもらえるの？

蒲郡市に在住、在学の（小中学生、高校生、大学生を含む）おおむね40歳までの方が対象です。

相談は無料です。

本人、ご家族、親せき、学校、地域の支援団体など、どなたからの相談にも応じます。○どこに相談してよいかわからない方は、

0533-95-3100
seisho-c@city.gamagori.lg.jp
に電話・メールをしてください。

相談員2名で対応します。相談内容をお聞きして、子ども・若者支援ネットワーク協議会の関係機関と連携して支援します。

<相談日・相談時間>
月・水・木・金曜日 9:00～16:00まで
(上記以外の曜日と祝日並びに年末年始は、お休みです)

<所在地> いのち
蒲郡市生命の海科学館内
青少年センター
愛知県蒲郡市港町17番17号



<相談申し込み>
電話 0533-95-3100
メールアドレス seisho-c@city.gamagori.lg.jp

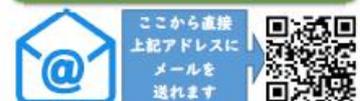
※ 蒲郡市子ども・若者相談窓口は、蒲郡市教育委員会生涯学習課青少年センターが運営しています。
※ 生命の海科学館は火曜日が休館日となっています。火曜日は電話が通じません。
※ 当相談窓口から電話をかけると、青少年センターの番号(0533-66-1168)が表示される場合があります。あらかじめご了承ください。



おおむね小学生から40歳までの方とそのご家族に関するお悩み・トラブルなど



メール相談もやっています
アドレス seisho-c@city.gamagori.lg.jp



(2) 生活支援の基盤や仕組みを整える

- 高齢化や世帯の細分化により誰もが生活上の困りごとを抱え得る中、住民同士の助け合いや行政、関係機関の連携による包括的支援体制づくりが求められています。
- 国が提唱する「地域共生社会」の理念のもと、市や蒲郡市社会福祉協議会、市民一人ひとりが協働して支え合う体制づくりを推進します。
- 地域の困りごとを把握し支援につなげるため、生活支援の身近な基盤と仕組みを強化します。

●市の現状

- 地域の支え合い体制づくりとして、生活支援コーディネーターを配置し、市内11地区で住民主体の「地域支え合い座談会」を開催しており、高齢者サロンの立ち上げなど、新たな交流活動や支え合い活動が始まっています。
- 住民同士が対面で集まり話し合う形で活動を継続しており、高齢者や障がい者を地域で見守る取組などにつなげています。



●課題

- 支え合い活動の状況には地域差があり、今後さらに活動地域の拡大を図ることが必要です。
- 地域支え合い座談会やサロンなどの活動自体が十分に周知されておらず、SNSの活用など情報発信を強化して参加者や協力者を増やすことが課題です。

●施策の方針・取組の内容

① 地域支え合い座談会の運営

- 地域ごとに住民と多様な関係者が集まる地域支え合い座談会を定期的で開催します。
- 地域支え合い座談会では、地域の困りごとの共有や支援策の検討、地域資源の開発を行い、顔の見える関係づくりと情報共有を進めます。
- 継続的な運営と活性化を図り、地域支え合い座談会を通じた新たな支え合い活動の創出につなげます。

② 多様な主体の参画促進

- 「がまごおりの福祉は、みんなで支える、つくる！」という理念のもと、市民、関係団体、事業所、行政が協働して包括的支援体制を構築していきます。
- 地域の支え合い活動に誰もが参加できるよう周知を強化し、幅広い層の市民にボランティアや見守り活動に参加してもらう機会をつくります。

③ 生活支援サービス担い手の育成・確保

- 市や蒲郡市社会福祉協議会によるボランティア養成講座、福祉教育、講習会の開催を継続し、将来の担い手を育成します。
- 生活支援コーディネーターが中心となり、必要な支援ができる人材を確保し、多様なニーズに応えるサービス提供者の裾野を広げていきます。



●主な関連事業

事業等	内容	担当課等
生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 協議体（地域支え合い座談会等）を通じて、住民同士の支え合い、地域づくりを推進し、活動の創出に取り組みます。 ● こども食堂連絡会やボランティア活動団体ネットワークの開催により地域の多様な担い手の育成に努めます。 ● 幅広い地域で支え合い活動を展開していくため、SNS を使った活動の周知に力を入れていきます。 	蒲郡市社会福祉協議会 長寿課（地域包括ケア推進室）
住民同士の支え合い活動の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区集会所や公民館等の身近な場所で、運動や交流活動を広げ、介護予防、認知症予防に取り組む高齢者の増加に努めます。 ● 地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と連携し、「いこいの場ガイドマップ」を定期的に更新し、新規グループの創出、啓発に努めます。 ● ファミリー・サポート・センター事業により、地域での子育てに関する支援の円滑な実施を図ります。 	長寿課（地域包括ケア推進室） 子育て支援課 生涯学習課 健康推進課

目標2 住民同士のまとまりと福祉活動の担い手をつくる

(3) 孤独・孤立の実態把握と見守りを行う

- 近年、人と人とのつながりの希薄化やコロナ禍を経て、孤独・孤立の問題が顕在化しています。ひとり暮らし高齢者の増加や核家族化、8050問題、ひきこもり等、家族や地域から孤立し支援を受けられない人への対応が大きな課題です。
- 国が令和5年に「孤独・孤立対策推進法」を制定したことを受け、本市でも孤独・孤立による悲劇を防ぐため地域全体で支え合う仕組みづくりを進めます。

●市の現状

- 孤立感や不安を抱える子育て家庭を支援するため、レスパイトケアや養育支援訪問、一時預かり、家事・育児支援、居場所提供・相談対応など、複数の家庭支援事業を実施しています。
- 高齢者に対しては、民間協力事業所による見守りを行い、異変時には地域包括支援センター等につなぐ仕組みを整備しています。また、配食サービスによる安否確認や、高齢者世話付住宅では生活援助員による独居高齢者の見守りを行い、困りごとがあった時には専門機関につなげています。
- 民生委員・児童委員が日々の生活に困っている市民に声かけや必要なサービス情報提供を行い、見守り活動に取り組んでいます。



●課題

- 孤立している家庭や個人を把握することは容易ではなく、見守りの目をさらに広げていく必要があります。
- 孤独死の防止や自殺リスクの早期発見など、現在の見守り活動では対応できない課題もあるため、専門機関との連携強化や新たな取組が求められます。

●施策の方針・取組の内容

① 見守り活動の担い手育成

- 見守り役を担う人材を育成・確保します。
- 孤立しがちな人への寄り添い方や声かけスキルを学ぶ研修を実施し、地域の支え手となる人を増やします。

② 地域見守りネットワークの構築

- 支援を必要とする人たちを地域全体で見守り、異変に気づいたら関係機関に速やかにつなげる協働体制を整備します。
- 民間の事業者と連携し、日常生活の中で「ゆるやかな見守りの目」を張り巡らせます。

③ 地域のつながりの再生

- 見守り活動やサロン活動を通じて、住民同士が顔の見える関係を築き、日頃から声かけや交流を行うことで希薄化した地域のつながりを取り戻します。

④ 実態把握調査の実施

- 民生委員の訪問により、高齢者の健康状態、子や親族との往来の頻度、近所づきあいの程度といった生活や孤独・孤立の実態把握に努めます。
- 市民を対象とする孤独・孤立に関するアンケート調査などの実施を検討します。

⑤ ICT等の活用

- デジタル技術を積極的に活用し、支援につながない人へ市から働きかけるアウトリーチの強化を図ります。
- デジタル利用が難しい人への配慮として、対面の見守り等のデジタル利用以外の方策を講じます。

⑥ アウトリーチの推進

- ひきこもりや支援を求められないでいる人に対し、アウトリーチ型の支援を強化します。
- 専門相談機関と連携し、定期的な訪問相談や電話による声かけを実施します。
- 若者の孤立やヤングケアラーの問題には、蒲郡市青少年問題協議会等を通じて、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携した支援に努めます。

●主な関連事業

事業等	内容	担当課等
高齢者見守りネットワーク	<ul style="list-style-type: none">● 地域内の事業所・関係機関が連携して、高齢者の暮らしを見守る仕組みづくりを推進します。	長寿課
配食サービス	<ul style="list-style-type: none">● 食事の準備が困難な在宅高齢者向けに、調理済みの食事を配達し、安否確認を行います。	長寿課（地域包括ケア推進室）
高齢者世話付住宅	<ul style="list-style-type: none">● 市内の高齢者世話付住宅の住人に対し、緊急通報装置を貸与し緊急時の対応を行うとともに、生活援助員を派遣し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援します。	長寿課（地域包括ケア推進室）
家庭支援事業	<ul style="list-style-type: none">● 子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を推進します。	子育て支援課 こども家庭センター 健康推進課
民生委員・児童委員活動	<ul style="list-style-type: none">● 地域住民の日常的なつながりを保つための訪問・声かけ活動を推進するとともに、日々の生活に困っている人に適切な情報提供・制度利用への橋渡しを行います。	福祉課

(4) 住民主体の交流の場を促進し、支援する

- 高齢化や核家族化が進む中、地域での人と人とのつながりが希薄化し、孤立や支え手不足が課題となっています。
- 国は地域共生社会の実現を掲げ、社会福祉法で「地域住民等が相互に交流を図る拠点の整備」を包括的支援体制の一環に位置づけています。
- 住民主体で運営される交流の場を増やし支援することで、世代・立場を超えた交流機会を創出して生きがいを持てる地域の居場所づくりを促進します。



●市の現状

- こども食堂をはじめ、地域の資源を活用し、こども・若者が自由に遊び、学び、交流できる環境を提供しています。
- 高齢者が身近な集会所や公民館に気軽に集い、交流ができる「いこいの場（サロン）」づくりを推進し、新しい自主グループの結成や活動の立ち上げを支援しています。
- 住民主体の介護予防や仲間づくりの場が各地域で増えており、高齢者の社会参加の機会が広がり、参加者同士のつながりが生まれています。
- 市内11か所の地区で「地域支え合い座談会」を月1回開催しています。

●課題

- 高齢者以外を含めた交流活動の促進が必要であり、地域間の取組格差にも対応する必要があります。
- 既存サロン等を支えるボランティアの担い手不足と高齢化が進み、活動の継続・発展が課題となっています。

●施策の方針・取組の内容

① サロン活動の充実と支援

- 地域支え合い座談会を引き続き活用し、新たな交流拠点や活動のアイデアを地域から引き出していきます。
- 生活支援コーディネーターを引き続き配置して地域支え合い座談会を運営・支援するとともに、新たなサロン活動の立ち上げ支援や担い手発掘につなげます。
- 福祉関係機関が主催する認知症カフェや子育てサロン等と連携し、既存の取組を発展させ、地域全体の交流基盤を強固にします。

② 多世代交流の促進

- 地域の祭り・防災訓練における世代間交流企画、学校と地域が連携した交流イベントの開催など、こどもから高齢者まで世代を超えて交流できる場と機会を創出します。

③ 参加支援の仕組みづくり

- 地域活動に参加したい人のために、交流イベントやサロンの開催情報を積極的に広報し、潜在的な参加希望者へ働きかけます。

④ 担い手（ボランティアリーダー）支援

- 交流活動を牽引する担い手を育成するため、サロン活動のリーダーなどを対象にした研修会や交流会を開催し、知識・ノウハウの共有やモチベーションアップを図ります。

●主な関連事業

事業等	内容	担当課等
各種サロン、地域住民の集まりの拡大、周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区集会所等の身近な場所で、運動や交流活動を広げ、介護予防、認知症予防に取り組む高齢者の増加に努めます。 ● 地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と連携し、「いこいの場ガイドマップ」を定期更新し、新規グループの創出、啓発に努めます。 ● 小・中学校区単位の地域学校協働活動に参加する地域住民を増やし、こどもから高齢者までの多世代交流を促します。 	長寿課（地域包括ケア推進室） 子育て支援課 生涯学習課 健康推進課
生きがいセンター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の就労や生涯学習活動等の推進を図る場として、社会参加を促し、地域交流の機会を創出します。 	長寿課
市民活動の支援・育成	<ul style="list-style-type: none"> ● がまごおり市民まちづくりセンターを拠点とし、市民活動の支援及び交流の場づくりを継続して実施します。 	協働まちづくり課
こども食堂	<ul style="list-style-type: none"> ● 食事の提供を通してこどもの孤食を防止し、こどもが地域で安心して過ごせる居場所づくりを図ります。 	こども家庭センター
地域ふれあい活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域フェスティバル、防災活動、清掃活動、盆踊りなどの行事を、幅広い年齢層が参加できるように実施することで、こどもの健全育成につなげます。 ● 企画運営にこどもが携わるよう働きかけます。 	青少年センター

(5) 福祉や地域活動への参加のきっかけや情報を提供し、サービスや活動の実施につなげる

- 高齢化や核家族化の進行に伴い、地域で見守り支え合う仕組みが弱まりつつある中、市民が地域福祉の必要性を十分に認識し、誰もが地域の情報を得て気軽に活動に参加できる環境整備が必要です。
- 地域共生社会では、住民一人ひとりが役割を持ち、支え・支えられる関係を築くことが目指されており、社会福祉法第75条では「サービス利用に必要な情報を容易に得られるよう措置を講じる努力義務」が市町村に課せられています。
- 年齢・属性問わず、市民に福祉サービスや地域活動情報を提供し、サービス利用や活動参加につなげます。

●市の現状

- 福祉実践教室やボランティア体験等を行い、将来の福祉の担い手となる人材育成に取り組み、福祉・ボランティアへの関心を高めています。
- 蒲郡市社会福祉協議会のボランティアセンターを拠点に、ボランティア希望者への情報提供やマッチングを行っています。既存ボランティア団体への支援や新たな人材育成研修を継続し、講座等を開催して地域に新たなボランティアの輪を広げています。



●課題

- 福祉や地域活動に参加する住民をさらに増やしていくことが課題で、特に若い世代に参加を促す工夫が必要です。
- 地域に埋もれている生活課題と担い手を結びつける仕組みの強化が求められており、誰もが参加しやすい環境づくりが必要です。

●施策の方針・取組の内容

① 情報発信手段の充実と多様化

- 紙媒体からデジタル媒体まで多様な広報手段を駆使し、一人ひとりに地域福祉の情報が行き届くようにします。
- 市や蒲郡市社会福祉協議会の広報誌等で福祉・ボランティア情報の特集を定期的に組み、分かりやすい言葉で周知します。
- 自治会回覧板や掲示板を通じて各地域のサロン開催情報や見守り活動案内を回覧し、地域で情報共有します。

② 情報アクセシビリティの向上

- 障がいのある利用者等のアクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

③ 相談窓口の周知とワンストップ支援

- 地域活動等の参加に関する相談窓口の周知を行うほか、蒲郡市社会福祉協議会内のボランティアセンターをワンストップ拠点として位置づけます。
- ボランティアセンターでは、相談を受け付け、興味や希望に応じ適切な活動を紹介し、必要に応じ複数団体と調整し、マッチングを行います。
- 活動の紹介後も、参加者が不安なく活動を続けられるようフォローアップを行い、困りごとがあれば相談を受け付けます。



④ 幅広い世代・層へのアプローチ強化

- 市内の小・中学校で、蒲郡市社会福祉協議会等と連携した福祉教育を実施し、地域の課題に触れる機会を提供します。
- 高校生や大学生に、ボランティア活動のPRを行い、インターンシップや学生ボランティア募集情報を学校経由で案内します。
- 子育て世代に、育児教室等で地域サロン・こども食堂の案内配布や、保育園・幼稚園やSNSで地域活動情報を発信します。
- 高齢者に、民生委員等が家庭訪問する際にサロンへ誘いかける等、地域活動への参加の働きかけを行います。

● 主な関連事業（重点は、特に重点的に推進する事業等）

事業等	内容	担当課等
重点 福祉学習・教育の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の地域福祉への関心の向上と参加の促進を図るための福祉学習・教育プログラムを整備します。 ● 福祉課題の変化に応じて、福祉学習・教育プログラムを地域で協働して見直しを図れるよう、福祉学習・教育推進プラットフォームの構築を検討します。 	蒲郡市社会福祉協議会 福祉課
ボランティアセンター強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在活動中のボランティア団体への支援と新たな人材を養成する研修を実施します。 ● 高齢社会、地域共生社会のニーズに合った養成講座等を企画・実施し、新たなボランティア活動団体の立ち上げを促進します。 	蒲郡市社会福祉協議会 福祉課

<p>ボランティア体験・実習生の受入れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア体験・実習生を受け入れていきます。 ● 小・中学生を対象とした福祉実践教室を通して、将来の担い手の育成を図ります。 ● 地域学校協働活動で、小・中学生に対し地域活動やボランティア活動の情報を提供し、地域住民の一員として活躍する機会の創出に努めます。 	<p>蒲郡市社会福祉協議会 福祉課 学校教育課 生涯学習課</p>
-------------------------	--	---

(6) 福祉人材等を養成する

- 介護・福祉分野で人手不足が深刻化しており、量と質の両面で人材を確保する取組が必要です。
- ボランティア参加者の高齢化や担い手不足、若い世代の地域活動への参加機会の少なさが指摘されています。
- 「福祉人材等」には、住民ボランティアやサロンの担い手、介護・福祉の専門職、将来の担い手となる若い世代のすべてを含み、これら多様な人材を継続的に育成し、地域福祉活動への参加を促進します。



●市の現状

- 小・中学生を対象にした福祉実践教室の開催など、福祉の現場を体験する学習機会を提供し、未来の福祉人材を育成しています。
- ボランティア養成講座を企画・開催し、ボランティアグループの立ち上げを促進するなど、地域共生社会を担う人材の育成に努めています。
- 介護人材の確保のため、県や東三河広域連合等の各種制度の周知を行い、介護・福祉分野への就労を促進しています。県・東三河広域連合等と連携し、人材の定着に向けた取組も進めています。



●課題

- 介護・福祉分野の人材ニーズは今後一層高まると予想されるため、引き続き計画的な人材育成が必要です。
- 介護・福祉の仕事に関心を持つ若者は多くはなく、福祉分野に進む人の裾野拡大や雇用促進・離職防止策が課題です。

●施策の方針・取組の内容

① 福祉学習・福祉教育の推進

- 若い世代に対し、福祉への関心と理解を深める学習機会の充実を図ります。学校教育や社会教育の場と連携し、小・中・高校での福祉実践教室や高齢者・障がい者との交流活動を推進します。
- 福祉体験学習や福祉出前講座の開催、地域の福祉施設との連携による見学・実習受入れなどを図ります。

② 介護・福祉人材の確保及び定着支援

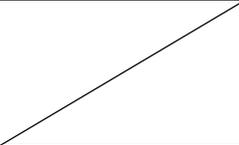
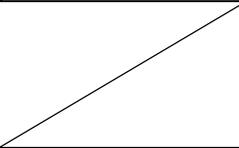
- 福祉施設や介護事業所等と連携し、市内の学生や求職者に対する職場体験やインターンシップの受入れを促進します。
- 介護職員初任者研修等の資格取得支援やスキルアップの研修等、東三河広域連合が行う介護人材確保事業を周知することで、未経験者の参入促進と現場職員の資質向上を図ります。
- 福祉・介護職場への就職希望者と市内事業所とのマッチング支援を行い、地域密着型の採用活動を後押しします。
- 事業所と協力して労働環境や待遇の改善に向けた情報共有や助言を行い、離職防止・定着促進に努めます。
- 民生委員等の担い手について研修・交流の機会を設け、専門職と地域住民ボランティアが連携して活動できる体制を強化します。
- 活動中のボランティア団体への支援を充実させるとともに、次世代のボランティアリーダー養成講座など研修の継続実施によって、新たな人材を育成します。

③ 地域住民や関係機関が協働した人材育成プログラムの展開

- 地域住民のほか、蒲郡市社会福祉協議会や福祉関係団体、教育機関等と緊密に連携し、それぞれの強みを活かした人材育成プログラムを展開します。
- 定期的に関係者による検討会議を開き、進捗状況の共有や取組内容の改善を図りながら、施策を進めていきます。

●主な関連事業（重点は、特に重点的に推進する事業等）

事業等	内容	担当課等
重点 介護・福祉の人材の確保のための支援強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護・福祉分野に関心を持つ若者や未経験者に対し、市内事業所と連携して、介護・福祉職種の魅力を発信し、人材確保を推進します。 ● 学校や地域イベントにおける出張講座・職業体験の機会を設けます。 	福祉課 長寿課（地域包括ケア推進室）
〈再掲〉 重点 福祉学習・教育の推進事業	〈内容は 46 ページ参照〉	
障がい福祉・発達支援事業所フェアの開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の障がい福祉・発達支援事業所が一堂に会するフェアを開催することにより、サービス利用や事業所への就職を検討している人への情報提供、障がいのある人の就労促進等を促進します。 	蒲郡市社会福祉協議会 福祉課

<p>〈再掲〉 ボランティアセンター強化事業</p>	<p>〈内容は 46 ページ参照〉</p>	
<p>〈再掲〉 ボランティア体験・実習生の受入れ</p>	<p>〈内容は 47 ページ参照〉</p>	



目標3 災害時の支援体制を整える

(7) 災害に向けた不安を取り除く取組を市全域で実施する

- 将来想定される南海トラフ地震の発生を踏まえ、高齢者、障がい者など「自力での避難が難しい人々（避難行動要支援者）」への支援が特に重要です。
- 東日本大震災以降、避難所で十分なケアが行われず要介護度の悪化など二次被害が生じたケースがあり、避難生活中的福祉ニーズへの対応は喫緊の課題です。
- 災害時に配慮が必要な人々を支える仕組みづくりに取り組み、行政と地域、関係機関が協働し、平時からの備えと支え合いの体制整備を進めます。

●市の現状

- 避難行動要支援者名簿や個別支援計画を作成し、自主防災会等の関係団体や関係機関と情報を共有しているほか、避難行動要支援者が参加する福祉避難所の開設訓練を行っています。
- 市内の社会福祉施設等を活用して、福祉避難所（令和7年度現在 市内26か所）を指定しています。
- 災害ボランティアセンター機能を強化するため、研修や全国からのボランティア受入れ訓練の実施、運営マニュアルの見直しの着手を行い、有事に備えた体制整備を進めています。



●課題

- 大規模災害や感染症流行時でも避難行動要支援者が安心して避難できるよう、福祉避難所の開設手順や受入れ体制のさらなる充実が課題です。
- 災害ボランティアセンターについては、定期的な訓練の実施と合わせて、マニュアル内容の更新・周知を図っていく必要があります。

●施策の方針・取組の内容

① 要配慮者の避難支援体制整備（名簿管理・個別支援計画策定）

- 災害時に特に配慮が必要な人々について、避難行動要支援者名簿を整備・定期更新します。平常時から自主防災会、民生委員・児童委員や関係機関へ名簿情報を提供し見守りに活かすことで、災害時の支援につなげます。
- 避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画の策定を推進します。福祉専門職等と連携し、対象者の同意を得ながら計画づくりを進めます。

② 避難行動要支援者を支援するネットワークの強化

- 自主防災会、民生委員・児童委員、消防機関、警察機関、蒲郡市社会福祉協議会等が平常時から情報共有・訓練を行い、災害時に速やかに連携できるよう、ネットワークの強化を図ります。
- 地域全体で「助け合いの輪」を平時から育み、災害時に誰も取り残さない支援体制を構築します。
- 福祉・医療・防災部門の横のつながりを強化し、シームレスに協力できる関係を築きます。

③ 日常的な備えの周知と防災啓発

- 訓練を通じて防災意識を高めます。市広報や地域回覧板、防災メール等の媒体で周知し、家庭内備蓄の推進や避難行動の事前シミュレーション（マイ・タイムライン作成）の普及を図ります。



④ 福祉避難所の整備・運営体制強化

- 本市では、令和7年度現在26か所を福祉避難所に指定しており、受入れに備えて、福祉避難所の指定の促進、非常用電源や福祉用備品の充実を図るほか、運営面では、施設職員、市職員や関係機関が協働できるよう定期的な訓練を実施します。

●主な関連事業（重点は、特に重点的に推進する事業等）

事業等	内容	担当課等
重点 避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の整備・更新	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を整備します。 ● 平常時から自主防災会、民生委員・児童委員や関係機関へ情報提供し、災害発生時に迅速かつ円滑な避難行動を支援できる体制を確保します。 ● 名簿・個別支援計画の運用状況を定期的に見直し、避難行動要支援者の変化・地域状況の変化を反映させることで継続的な改善を行います。 	福祉課 長寿課 危機管理課
保育園・学校又は近隣住民との合同避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に助け合って避難できる仕組みづくりを図るとともに、保育園や小・中学校、近隣の福祉施設等との合同による避難訓練の機会を創出します。 	危機管理課 子育て支援課 福祉課 長寿課 学校教育課

<p>福祉避難所の課題整理及び開設・訓練事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者名簿と個別支援計画をもとに、本人と家族が避難できるように、福祉避難所の開設訓練を実施します。 ● 災害の状況により、一部の避難所が開設できない場合も含め、可能な限り開設できるように人材の交流や連携を図っていきます。 	<p>危機管理課 福祉課 長寿課 健康推進課</p>
<p>災害ボランティアセンター運営事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害ボランティアセンターの開設及び運営について、研修を実施し、職員の資質向上を図ります。 ● 全国から訪れるボランティアの受入れを可能にするための訓練を実施します。また、災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備を行います。 ● 災害ボランティアセンターの開設・運営のためのスタッフ育成を目的として、防災ボランティアコーディネーター養成講座を開講します。 	<p>蒲郡市社会福祉協議会 危機管理課 協働まちづくり課</p>

目標4 配慮や支援を必要とする人への総合的な支援体制を整える

(8) 経済的に困窮している人の自立支援の基盤をつくる

- 物価上昇や雇用環境の変化、高齢単身世帯の増加などを背景に、経済的な困窮に直面する人が多様化しています。
- 「生活困窮者自立支援制度」の改正（令和3年）や「重層的支援体制整備事業」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年）の施行により、支援が届きにくい人を包括的に支援することが求められています。
- 就労支援、居住支援、相談支援、家計改善支援、精神的サポートなどを包括的に組み合わせ、市・地域・関係機関が連携して支援基盤を整えていきます。

●市の現状

- 生活保護制度の適切な運用に加え、自立相談支援事業を通じて、生活全般にわたる支援を行っています。
- フードバンク事業やこども食堂、地域の見守り活動など、地域住民や民間団体による支援が広がりつつあります。
- 就労可能な生活困窮者に対して、アウトリーチによる支援を行い、就労や就労準備支援につなげています。
- 生活困窮者の家計改善支援事業を実施し、家計の「見える化」等を行って、相談者が自ら家計管理できるよう支援しています。



●課題

- 生活困窮者が抱える課題は様々で、一度の支援では解決に至らないケースも多くあります。自立に向けては長期的な伴走支援が必要であり、支援対象者一人ひとりに寄り添った継続支援体制の強化が課題です。
- 関係機関との連携強化や新たな支援プログラムの導入など、さらなる自立支援基盤の充実が求められています。

●施策の方針・取組の内容

① 支援が必要な人に届く仕組みづくり（早期把握・包括的相談支援・地域連携）

- 市と蒲都市社会福祉協議会が中心となり、関係機関による支援ネットワークの構築を進め、窓口へ来られない人に対してはアウトリーチによる支援を実施し、必要な制度につないで困窮状態の悪化・深刻化を防ぎます。
- ハローワークや蒲都市社会福祉協議会、民生委員など地域の支援者と密接に連携し、就労・生活支援など多面的なサポートにつなげます。

② 複合的課題への対応（就労・生活・家計・社会参加等の統合的支援）

- 複合的な課題に対応するため、就労支援、生活支援、家計改善支援などの各種プログラムを一体的に提供し、一人ひとりの状況全体を捉えた支援計画を作成します。
- 高齢・障がい・こども・生活困窮といった分野を超えた連携を強化し、関係部局で情報共有しながら支援を推進します。
- 必要に応じてケース会議を開催し、多機関連携により包括的に支えていきます。

③ 多様な層への配慮（若い世代・子育て世帯・ひとり親・中高年単身世帯・高齢困窮者等）

- 若い世代に対して、ひきこもり支援や就労準備支援事業を通じて自立に向けた一歩を踏み出す支援を行います。
- 子育て世帯やひとり親家庭について、学習支援等を充実させ、保護者の就労と子育ての両立支援に取り組みます。
- 中高年の単身世帯や高齢の生活困窮者に、地域での見守りや居場所づくりを通じて孤立を防ぎ、必要なサービスへの橋渡しを行います。住居の確保が困難な人には、住居確保給付金の周知徹底に努め、地域で安心して暮らし続けられる支援体制を整えます。
- 生活困窮を抱え、支援につながりにくい女性が相談しやすい環境整備に努めます。



● 主な関連事業

事業等	内容	担当課等
がまごおり若者サポートステーション	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者の就労支援・相談窓口を担っています。相談・就職準備から職場定着まで一貫してサポートします。安定した生活づくりや、社会的孤立の解消を目指します。 ● 愛知県主催「若者・外国人未来応援事業」の委託を受けて、学習支援・日本語教室を展開しています。 	がまごおり若者サポートステーション 産業政策課 青少年センター
フードバンク事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮により、こどもに十分な食事を与えることできない子育て家庭に対し、緊急的、一時的な食糧支援を行います。 	こども家庭センター
〈再掲〉 こども食堂	〈内容は 44 ページ参照〉	
〈再掲〉 生活困窮者相談窓口事業	〈内容は 38 ページ参照〉	
就労準備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者を就労につなげるために、アウトリーチ等を通じた継続的支援を行う事業を推進します。 	蒲郡市社会福祉協議会 福祉課

自立相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。 	福祉課
一時生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 住居を持たない生活困窮者に対して、一定期間内、宿泊場所の供与、食事等の必要な物資の提供を行い支援します。 	福祉課
こどもの学習支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済的に困窮している家庭やひとり親家庭のこどものために、無料の学習支援を行います。 	福祉課 子育て支援課
家計改善支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談者が自ら家計を管理できるように、支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ等を行い、早期の生活再生を支援します。 	福祉課
住居確保給付金事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 離職等の理由から経済的に困窮し、住宅を喪失している又はそのおそれのある人を対象として、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。 	福祉課
小額資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 低所得者に対して、小額貸し付けを実施し、経済的な支援を図ります。 	蒲郡市社会福祉協議会 福祉課
生活福祉資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 低所得世帯等に対して、低利息又は無利子での資金貸付と民生委員による必要な援助、指導を行います。 	蒲郡市社会福祉協議会

(9) 制度の狭間問題に対応する

- 8050 問題やひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラーの問題、経済困窮や複数の課題を抱える多問題家族、言語や文化の違いから支援につながりにくい外国人住民など、様々な「制度の狭間問題」が顕在化しています。
- 「制度の狭間問題」に対応するため、蒲郡市福祉総合相談室による包括的相談支援の連携強化を図ります。



●市の現状

- 「蒲郡市福祉総合相談室」を拠点に包括的支援を進めています。従来の制度の枠組みだけでは対応が難しい「制度の狭間問題」について、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所など、地域の相談機関と連携し、解決に向けた支援を行っています。
- 外国人相談窓口において、生活全般の相談に、タガログ語をはじめ多言語で対応しています。



●課題

- 制度の狭間で孤立する人をなくすために、蒲郡市福祉総合相談室の機能強化を進めるとともに、多機関協働による支援会議や支援方針の共有、制度外支援の拡充などが必要です。
- 今後ますます増加・多様化する外国人住民に対応するためには、相談窓口の多言語対応や専門性のさらなる充実が課題です。対応言語の拡大や通訳人材の育成など、誰もが相談しやすい体制づくりが求められています。

●施策の方針・取組の内容

① 制度の対象外となる複合的課題への対応強化

- 特定分野の制度に当てはまらない課題を抱える世帯を包括的に支援します。制度の狭間にある課題を見逃さず、必要な支援につなげます。

② 支援困難ケースへの柔軟な支援スキーム

- 既存制度では対応が難しいケースに対して、柔軟に対応できる仕組みを整えます。支援を拒否しがちなケースや複合的な問題で解決が長期化するケースは、関係者が継続的に協議しながら対応策を講じます。
- 必要に応じて専門職チームによる個別ケース検討会を開催し、支援方針を柔軟に調整します。

●主な関連事業（重点は、特に重点的に推進する事業等）

事業等	内容	担当課等
〈再掲〉重点 重層的支援体制整備事業	〈内容は 37 ページ参照〉	
〈再掲〉 子ども・若者相談窓口事業	〈内容は 38 ページ参照〉	
多文化共生事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語のほか、日本のルールや制度を学習する機会や多言語での情報を幅広く提供し、外国人住民が日本人と同様に住民サービスを利用できるように努めます。 ● 多文化共生意識を高めるため、語学講座や多文化共生講座を実施します。 	協働まちづくり課



(10) 権利擁護を必要とする人を支援する【蒲郡市成年後見制度利用促進計画】

- 認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人々の権利を、地域全体で守り支えることが課題となっています。
- 成年後見制度が十分に理解・利用されていないため、制度の適切な利用を促進します。
- 成年後見制度を利用する前段階として、日常生活のサポートを充実し、切れ目のない継続的支援を図ります。
- 国において、身寄りのない人に、日常生活支援、入院・入所の手続支援、死後事務支援などの必要な支援をするために新たな第二種社会福祉事業が検討されています。



●市の現状

- 蒲郡市社会福祉協議会内に成年後見センターを設置し、市民や関係機関からの相談に応じ、家庭裁判所への申立て手続支援や関係機関との情報共有を行っています。
- 後見人等を選定する際に、成年後見センターの運営委員など専門職による検討会議を開催して適任者の選定を図っています。
- 認知症や障がいなどがある人の判断能力に応じ、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用するなどして対応しています。



●課題

- 利用者の増加に対応するため、後見人等となる担い手の確保として、市民後見人の養成研修や育成に力を入れていく必要があります。
- 地域全体で権利擁護が円滑に行えるよう、関係機関等が参画する協議会の立ち上げと、中核的な連携支援機関を整備し、多職種・多機関の連携を強化し、協力し合える仕組みを作る必要があります。
- 身寄りのない高齢者等を日常生活から死後の事務手続まで包括的に支える仕組みづくりが求められています。
- 成年後見制度が開始されるまでの「つなぎ」の期間の支援が求められています。

●施策の方針・取組の内容

① 包括的な権利擁護支援の充実

- 判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人々の権利を守るため、成年後見制度と日常生活自立支援事業の活用支援を強化します。
- 成年後見制度についての相談や申立て手続の支援体制を充実させ、必要な人が円滑に制度を利用できるよう支援します。
- 蒲郡市社会福祉協議会が成年後見人となる法人後見を受任するケースでは、複数職員でチームを組んで本人を支援し、質の高い後見事務を提供します。

② 権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備

- 地域の福祉・介護関係者、医療機関、司法機関や法律専門職、行政機関、民生委員・児童委員などが連携を図りながら、地域で見守り支えるため、地域連携ネットワークの強化に向けた体制づくりを推進します。
- 本人と後見人等を支えるチーム（権利擁護チーム）の支援体制やネットワークのコーディネート、専門的助言を行う拠点機能の強化を図るため、関係者で構成する協議会及び中核機関の設置に向けて準備を進めます。

③ 「つなぎ支援」の整備

- 市長申立てや、申立て費用の助成、診断書作成の支援など、制度利用までの前段階の支援制度を検討します。
- 蒲郡市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業と成年後見制度を効果的に連携し、切れ目のない継続支援に取り組みます。

●主な関連事業（重点は、特に重点的に推進する事業等）

事業等	内容	担当課等
重点 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するための事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援が途切れることがないように、支援の担い手へのつなぎやつなぎ先となり得る地域資源の開発等について検討し、支援体制整備の準備を進めます。 ● 身寄りのない高齢者等で資力不足等により民間の支援を受けられない人の、総合的な支援策について検討し、支援体制整備の準備を進めます。 ● 国による新たな第二種社会福祉事業の検討に合わせて、市及び蒲郡市社会福祉協議会においても、導入検討を進めます。 	蒲郡市社会福祉協議会 福祉課 長寿課
重点 権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化に向けて、権利擁護チームに対して法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行う協議会及び地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関について、国における成年後見制度の見直しの動向を注視しつつ、設置に向けて準備を進めます。 	蒲郡市社会福祉協議会 福祉課 長寿課
成年後見センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度に関する相談の受付、親族後見人等への支援、成年後見制度の普及啓発、法人後見等の受任等の支援を行います。 	蒲郡市社会福祉協議会 福祉課 長寿課

日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人々を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類の預かりなどの支援を行います。 	蒲郡市社会福祉協議会
------------	--	------------

〈成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標〉



出典：第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について（厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室）

(11) 再犯防止に向けた取組を実施する【蒲都市再犯防止推進計画】

- 犯罪に至る背景には生活困窮や疾病による生きづらさなど様々な要因があり、立ち直りに困難を抱える人も少なくありません。こうした問題や環境が改善されなければ高い確率で再犯につながる事が明らかになっています。
- 国では、平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、第 8 条で国の再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月策定）を勘案した地方再犯防止推進計画を定める努力義務が自治体に課されています。
- 福祉・司法・労働など関係分野が垣根を越えて協働し、地域ぐるみで再犯防止に取り組むことで、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

●市の現状

- 「蒲郡更生保護サポートセンター」を拠点として、保護司が刑務所出所者や保護観察対象者との面談・相談支援を行い、必要に応じて関係機関につなぐ役割を果たしています。
- 保護司の活動内容や、犯罪・非行をした人を地域で支える仕組みについて出前講座を開催し、地域住民の理解促進と受入れ体制づくりに努めています。
- 「社会を明るくする運動」により更生支援の大切さや、犯罪予防や非行防止に関する意識啓発に取り組んでいます。
- 生活困窮者自立支援制度等を活用して、出所者等の生活再建や福祉サービス利用につなげて支援しています。

「立ち直り」を支える地域の力 ”更生保護”

罪を犯した人も、裁判を終え、処分を受ければ、いずれ社会に戻ってきます。

更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。

●課題

- 保護司の高齢化が進んでおり、後継者となる人材の確保・育成が課題です。
- 出所者の社会復帰支援については、地域で受け入れる仕組みづくりや企業との連携など、包括的な支援策を充実する必要があります。

●施策の方針・取組の内容

① 出所者・保護観察対象者等への福祉・就労・住居支援の充実

- 市や地域の相談支援機関を通じて生活困窮者への相談支援を強化し、生活保護や医療・障がい福祉サービス等の利用につなげます。また、ハローワークや協力雇用主と連携して就労支援を実施し、職業訓練のあっせんや就職先探しをサポートします。
- 住む場所がない人に対しては、一時宿泊施設等の紹介や名古屋保護観察所と連携して更生保護施設、自立準備ホームへの入所のサポートを行うとともに、地域生活定着支援センターと協力して福祉施設や公営住宅への入居調整を図ります。

② 多様な背景に応じたきめ細かい個別支援の展開

- 高齢者や精神疾患を抱える人、薬物依存などの問題を持つ人、非行歴のある若者など、それぞれの特性や背景に応じて関係する機関と協働し、生活面での見守りや居場所づくり、治療・リハビリ、日常生活支援、学校復帰の支援、就労準備の支援など、きめ細かく寄り添った支援を行います。

③ 更生保護関係者・地域・事業所とのネットワーク強化

- 名古屋保護観察所や保護司会をはじめ、関係機関と連携して、情報交換や個別ケースの検討を行います。
- 市民や関係機関に対し、保護司制度や協力雇用主制度への理解促進を図り、幅広い世代から新たな協力者を募ります。

④ 市民理解の促進と再犯防止の地域づくり

- 犯罪や非行を犯した人に対する偏見や誤解を解消し、共に地域で暮らしていくための情報発信を行います。
- 「社会を明るくする運動」による街頭啓発や小・中学生を対象とした作文コンテストなどを通して、更生保護や再犯防止の理解促進を図ります。

● 主な関連事業

事業等	内容	担当課等
保護観察所・保護司会と連携した支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護観察所・保護司会と協力し、犯罪等を犯した人の更生を支援します。 ● 街頭活動や出前講座により、更生への理解や非行防止の啓発を促進します。 	蒲郡保護区保護司会 福祉課
保護司の活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の広報による保護司の募集や、保護司として長年貢献いただいた人の表彰を行います。 	福祉課 秘書広報課
〈再掲〉 就労準備支援事業	〈内容は 55 ページ参照〉	
〈再掲〉 自立相談支援事業	〈内容は 56 ページ参照〉	
〈再掲〉 一時生活支援事業	〈内容は 56 ページ参照〉	
〈再掲〉 がまごおり若者サポートステーション	〈内容は 55 ページ参照〉	

(12) 生きることを包括的に支援する【蒲郡市自殺防止対策計画】

- 近年、全国の自殺者数は減少傾向にあるものの依然高い水準にあり、コロナ禍以降はこども・若者や女性の自殺増加が社会課題となっています。
- 令和4年改定の「自殺総合対策大綱」では、こども・若者の自殺対策のさらなる推進・女性支援の強化・地域での取組強化・コロナの影響に対応した対策等が新たに掲げられ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す総合的対策の一層の推進が図られています。
- 自殺に至る要因は生活困窮、健康問題、人間関係、孤立など様々ですが、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置づけて、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて社会全体の自殺リスク低減を図ります。

●市の現状

- 本市の自殺者の特徴として、60代以上の高齢の男性及び女性が多く、次いで20～30代の男性、40～50代の男性の自殺が多い傾向にあります。
- 市職員や市民、民生委員などを対象に「ゲートキーパー養成研修」を実施し、周囲の悩みに気づき、必要な支援につなぐ人材を育成しています。
- うつ病や統合失調症など精神疾患のある人には精神科病院や障がい者支援センターと連携して、継続的・総合的な支援を行っています。
- 医療ソーシャルワーカーによる院内での相談支援など、必要に応じて専門機関と連携するなど、医療と福祉が連携して自殺予防に取り組んでいます。



●課題

- ゲートキーパー養成研修の開催日時・場所を工夫する等、受講者を増やすための対策が必要です。
- 自殺の実態を踏まえ、高齢者、生活困窮者、無職者・失業者、こども・若者、女性といった層に重点を置き、施策を強化する必要があります。

●施策の方針・取組の内容

① 高齢者への支援

- 介護疲れや健康不安、経済的困窮など様々な悩みを早期に把握し、解決に向けて包括的な支援を行います。
- 地域包括支援センターや民生委員等による定期的な見守り訪問や声かけを行い、独居高齢者や高齢者のみ世帯の孤立化を防ぎます。
- うつ病等のメンタルヘルス問題に対応するため、かかりつけ医や地域医療機関と連携して早期発見・治療につながるよう支援します。

- 高齢者の生きがいづくりや社会参加の機会を促進し、役割や居場所を持てる場づくりを進めます。

② 生活困窮者、無職者・失業者への支援

- 生活困窮者相談窓口を中心に、経済的困窮から派生する様々な問題を一体的に受け止め、必要な支援につなげます。
- 生活福祉資金の貸付や生活保護など公的制度の案内などを行い、生活の立て直しを包括的にサポートします
- ハローワークや地域企業と連携し、失業者への就労支援を行います。

③ こども・若者への支援

- 未来を担うこども・若者の命を守るため、学校や家庭、地域が一体となって支援を強化します。思春期・青年期のメンタルヘルスケアと孤立防止に重点を置きます。
- 児童生徒への「SOS の出し方教育」を推進し、命の大切さや相談窓口の周知に努めます。併せて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による心の相談体制を充実させ、複合的な悩みにも専門的に対応します。
- 地域での居場所づくりや、不登校・ひきこもり傾向の若者へのアウトリーチ支援を進めます。
- 地域若者サポートステーション等と連携し、段階的な社会参加支援を行います。



④ 女性への支援

- 妊娠・出産期、子育て期、働き世代、更年期・高齢期など、女性特有のライフイベントに伴う産後うつ、更年期における抑うつ等の心身・社会的負担を踏まえて、関係機関が連携し、支援を行います。
- 介護負担、ひとり親家庭、DV・家族不和、生活困窮、予期せぬ妊娠など、複雑な課題を抱える女性を早期に把握し、分野横断的な支援に努めます。

⑤ 支援体制の整備

- 民生委員・児童委員や自治会、NPO 等が協力し合い、見守り体制を強化します。
- 警察や消防、医療機関と協力し、緊急時の対応体制を整備します。
- 蒲郡商工会議所と連携し、職域での心の健康づくりの取組を促進します。

⑥ 市民啓発と人材育成

- 毎年3月の「自殺対策強化月間」や9月の「自殺予防週間」に広報紙やホームページ、SNS 等を通じて命の大切さや相談窓口の周知を図ります。また、講演会やシンポジウムを開催し、孤独・孤立や心の健康について正しい理解を促進します。
- 引き続きゲートキーパー養成研修を実施し、市内のどこでもだれでもいつでも相談できるようにします。

●主な関連事業

事業等	内容	担当課等
高齢者のうつ病に関する啓発・周知	<ul style="list-style-type: none"> 3月の自殺対策強化月間に市の広報、チラシ、ホームページ等で「高齢者うつ」や相談窓口の啓発・周知を行います。 	長寿課
高齢者のうつ傾向の早期発見と相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 基本チェックリストで、うつ傾向にある人の早期発見を行い、うつ傾向にある人に対して個別支援を行います。 	長寿課（地域包括ケア推進室） 地域包括支援センター
〈再掲〉 高齢者見守りネットワーク	〈内容は 42 ページ参照〉	
〈再掲〉 各種サロン、地域住民の集まりの拡大、周知	〈内容は 44 ページ参照〉	
生活困窮者自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 相談を行う中で、相談者の心身の状況や地域からの孤立の状況等に応じて福祉、就労、教育、住宅、その他の支援を行います。 	福祉課
〈再掲〉 こども家庭センター	〈内容は 38 ページ参照〉	
教育相談事業（教育相談室「麦」、家庭教育相談員事業、あすなろ教育指導補助事業、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）	<ul style="list-style-type: none"> 不登校児童・生徒の心のケアや、社会的自立のための学習・生活支援・保護者への相談を通じて、こどもたちの自殺リスクを早期発見し、支援機関につなぎます。 	学校教育課
〈再掲〉 子ども・若者相談窓口事業	〈内容は 38 ページ参照〉	
〈再掲〉 がまごおり若者サポートステーション	〈内容は 55 ページ参照〉	
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	<ul style="list-style-type: none"> 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援します。 	健康推進課
産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> 産後ケアの利用を希望する人に、心身のケア、育児指導、乳児の発育の確認などを行い、安心して子育てができる支援体制を確保します。 	こども家庭センター

〈再掲〉 家庭支援事業	〈内容は 42 ページ参照〉	
DV相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話（専用ダイヤル）や面接で、専門の相談員が配偶者等からの暴力に関する相談に対応します。 	協働まちづくり課
〈再掲〉 民生委員・児童委員活動	〈内容は 42 ページ参照〉	
自殺（自損）未遂に対する救急出動	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民病院への救急搬送（又は不搬送）時に、救急隊から地域医療連携室へ連絡し、相談窓口に関し、情報提供を行います。また、必要に応じて関係機関につなぎます。 	消防署 市民病院地域医療推進総合センター
職域と連携した健康づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 蒲郡商工会議所と連携し、職域での心の健康づくりの普及啓発を行います。 	健康推進課 産業政策課
精神障がい者・精神疾患の患者への相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関や行政機関と連携しながら、電話、面談、訪問等による継続的・総合的な支援を行います。 	蒲郡市社会福祉協議会
ゲートキーパー養成研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ● ゲートキーパー養成研修を継続して実施します。 	福祉課
こころの健康に関する情報提供及び相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 心の健康に関する正しい情報提供と、市民への普及・啓発を行います。 ● 心の健康に関する相談支援を行います。 	健康推進課
自殺防止に関する啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 自殺防止対策の街頭啓発キャンペーンをより充実します。 ● 市の広報で、自殺防止週間（世界自殺予防デー）のある9月に周知・啓発記事を掲載します。 	福祉課 秘書広報課
自殺や心の相談窓口・セルフチェックの周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 市ホームページ上に相談窓口を掲載し、「こころの体温計」によるメンタルヘルスチェックの活用を図ります。 ● はたちのつどいで、こころの相談窓口のリーフレットを配布します。 	福祉課 生涯学習課
自殺未遂者・家族や自死遺族への情報提供及び相談窓口の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ● 自殺未遂者や家族、自死遺族から相談があった場合、話を聞いた上で、相談窓口の紹介を行い、必要に応じて関係機関につなぎます。 	福祉課

第6章 計画の推進

1 計画の周知

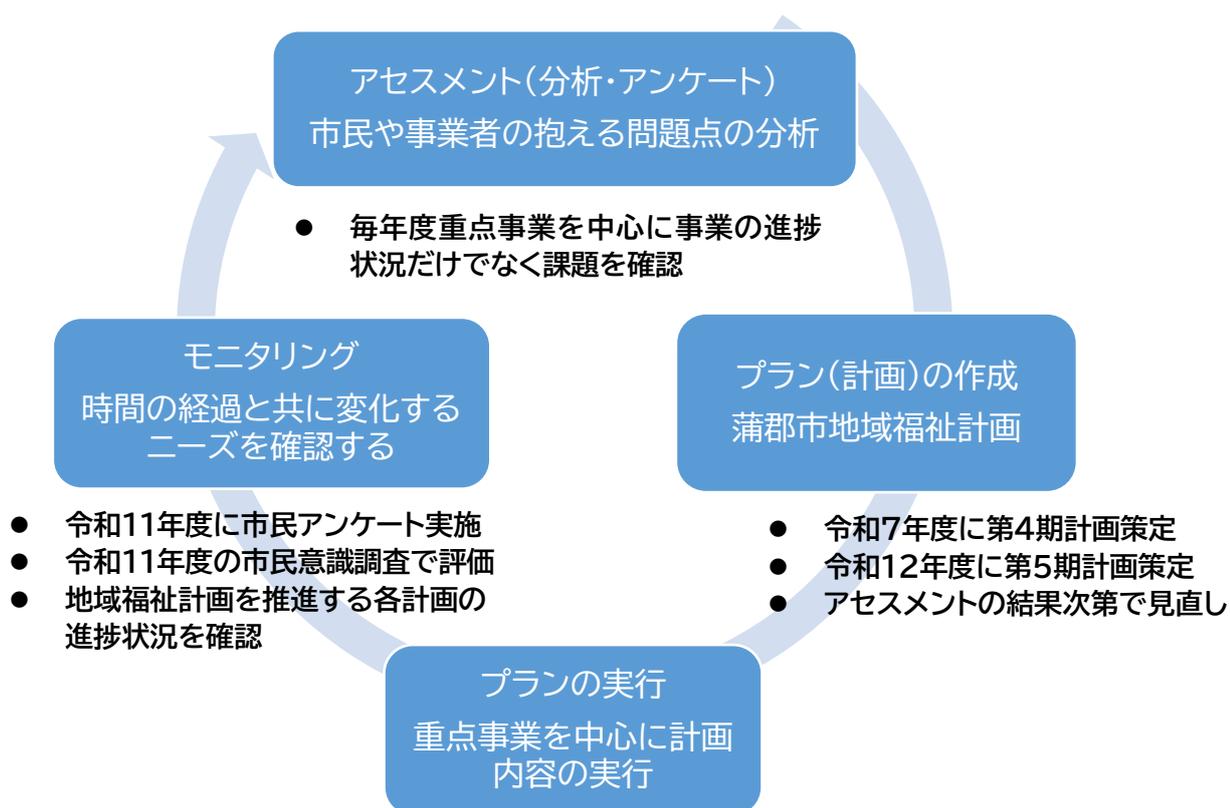
本計画は、概要版を作成し、本編とともに市のホームページ等で公表します。

また、重点事業を実施した際等には、記者リリースや媒体訪問によるメディア広告を通じて市民に告知します。

2 計画の評価

本計画では、ケアマネジメントの方法で計画の進行をチェックし、重点事業ごとの担当者会議をもとに年に1回モニタリングを行っていきます。

ケアマネジメント手法での計画進行チェックの方法



資料

資料-1 計画策定の経過

年度	年月日	調査・会議等
令和 6年度	令和6年9月10日	蒲郡市地域福祉計画策定委員会及び幹事会 【議事】 ・第4期蒲郡市地域福祉計画の策定について ・地域福祉計画に関するアンケート調査票(案)について
	令和6年10月9日～ 10月25日	蒲郡市地域福祉計画に関する市民アンケート調査
	令和6年11月8日～ 11月25日	蒲郡市地域福祉計画関係団体等アンケート調査
	令和6年11月18日	蒲郡市地域福祉計画関係団体等インタビュー調査
	令和7年2月5日	蒲郡市地域福祉計画策定委員会及び幹事会 【議事】 ・市民アンケート 調査結果 ・関係団体等アンケート及びグループインタビュー 調査結果 ・次年度の進め方
令和 7年度	令和7年8月18日	蒲郡市地域福祉計画策定委員会及び幹事会 【議事】 ・現地域福祉計画の進捗状況について ・次期地域福祉計画骨子案について
	令和7年11月19日	蒲郡市地域福祉計画策定委員会幹事会 【議事】 ・第4期地域福祉計画素案について
	令和7年12月16日	蒲郡市地域福祉計画策定委員会 【議事】 ・第4期地域福祉計画案について
	令和8年1月8日～ 2月6日	パブリックコメント
	令和8年2月25日	蒲郡市地域福祉計画策定委員会及び幹事会(書面による会議) 【議事】 ・パブリックコメントの結果について ・第4期地域福祉計画最終案について

資料－２ 策定委員会等の設置要綱

蒲郡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき蒲郡市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、蒲郡市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画案の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者で組織し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、次条に規定する会長が、第2条の規定に基づく事務を完了した日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が召集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(策定アドバイザー)

第7条 委員会に、策定アドバイザーを置くことができる。

2 策定アドバイザーは、学識経験のある者のうちから委員長が委嘱する。

(幹事会)

第8条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、委員会の中に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員会から付託された事項について調査、研究し、その成果を委員会に報告するものとする。

3 幹事会の委員は、別表第2に掲げる者で組織し、市長が委嘱する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、福祉部福祉課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月3日から施行する。

別表第1(第3条関係)

区分	団体名 及び 役職等
識見を有する者	蒲郡市民生委員児童委員協議会代表者
	豊川保健所健康支援課長
	東三河後見センター代表理事
	蒲郡保護区保護司会会長
社会福祉団体の代表者	蒲郡市老人クラブ連合会会長
	蒲郡市身体障害者福祉協会会長
	蒲郡市手をつなぐ育成会会長
	蒲郡精神障害者地域家族会会長
	蒲郡市子育て支援ネットワーク協議会会長
社会福祉事業者	社会福祉法人 蒲郡市社会福祉協議会会長
	社会福祉法人 不二福祉事業会理事長
	社会福祉法人 くすの木福祉事業会理事長
その他市長が必要と認める者	東三河福祉相談センター代表者
	蒲郡市総代連合会会長
	蒲郡市自主防災会会長
	蒲郡市小中学校長会会長
	蒲郡市保育園父母の会連絡協議会会長
	蒲郡市ボランティア連絡協議会会長

別表第2(第8条関係)

区 分	団体名 及び 役職等
市長が必要と認める者	福祉部長
	福祉部 長寿課長
	こども健康部 子育て支援課長
	こども健康部 健康推進課長
	企画部 企画政策課長
	市民生活部 協働まちづくり課長
	市民生活部 交通防犯課長
	危機管理課長
	蒲郡市教育委員会事務局 学校教育課長
	蒲郡市教育委員会事務局 生涯学習課長
	蒲郡市教育委員会事務局 スポーツ推進課長
	蒲郡市消防署長
	蒲郡市青少年センター所長
	蒲郡市社会福祉協議会事務局長
	蒲郡市社会福祉協議会地域福祉課長
	蒲郡市障がい者支援センター長
蒲郡市地域包括支援センター連絡協議会代表者	

資料－3 用語解説

【あ】

■アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

■生きがいセンター

高齢者が就業活動や趣味の活動を通じて積極的に社会参加し、生きがいをもって生活するための施設。

■意思決定支援

認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な人が、自分の意思や希望を表明し、それが尊重されながら生活できるよう支援する取組。

■イネーブリングシティ

市内にある様々な幸福や健康を高めるための要素（イネーブリングファクター）を、具現化・実装したまちで、暮らすだけで自ずとウェルビーイングを実感するまちのこと。

■医療ソーシャルワーカー

保健医療機関において、社会福祉の立場から患者やその家族の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行う専門職。

■医療的ケア

たんの吸引、経管栄養など、日常生活を送る上で継続的に必要となる医療行為。

■インターンシップ

学生が企業や公共機関などで実際の仕事や業務を体験し、職業適性や将来のキャリアを見極めるための制度・プログラム。

■ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に満たされた状態で、幸福感や生活の質が保たれていること。

■SOS の出し方教育

命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育。

■SDGs

Sustainable Development Goals の略。2015年9月に国連において採択された、持続可能な開発目標で、2030年までに目指すべき国際目標として、17のゴールと169のターゲットが掲げられており、国、民間企業など様々な主体の取組が加速している。

■NPO

Nonprofit Organization の略。広義には民間非営利組織といわれるもので、ボランティア団体、協同組合等営利を目的としない団体。

【か】

■蒲郡市青少年問題協議会

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること、総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることを目的とする組織。

■がまごおり市民まちづくりセンター

蒲郡市の協働のまちづくりを円滑に推進するセンター。地域で活躍する市民活動団体をはじめ、様々な分野の市民が連携して「がまごおり」を考えることができる場所として、市民活動の支援をしながら、協働に必要な情報を集積・発信している。

■基幹型地域包括支援センター

地域包括支援センターを後方支援し、専門的助言や広域的調整、人材育成等を担う中核的機関。

■協議体

地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とし、定期的な情報共有・連携強化の場。

■共助

住民同士や地域団体などが互いに助け合う取組で、地域福祉を支える重要な考え方。

■協力雇用主

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。

■くらふとフェア蒲郡

繊維・織物・ロープのまち蒲郡で、くらふと作家が集まるイベント。

■ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護者等が適切な介護サービスを利用できるよう、ケアプランの作成や関係機関との調整を行う専門職。

■傾聴ボランティア

相手を尊重して話を受け止めて聴くボランティア。

■ケース会議

個人や家庭の状況把握、課題の整理とその解決に向けた支援のための会議のこと。

■ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

■権利擁護

高齢者や障がい者など、判断能力が不十分な人の権利や尊厳を守るための支援や取組。

■更生保護施設

刑務所出所者等で、身寄りがない等で直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた様々な専門的指導や援助を行う施設。

■こども食堂

こどもが地域で安心して過ごせる居場所づくりを目的として、食事の提供を主とした支援を提供する場。

■子ども・若者支援ネットワーク協議会

ニートやひきこもりなど様々な困難を抱えるこども・若者に、教育・福祉・保健・医療・更生保護・雇用などの支援を総合的に実施することを目的とした関係機関等による協議会。

■個別支援計画

避難行動要支援者の避難支援の際に必要な、緊急連絡先、避難生活で配慮が必要なこと等の詳細な情報を記載した個別台帳。

【さ】

■災害ボランティアセンター

災害時に設置され、被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。

■再犯防止

犯罪をした人が再び犯罪を繰り返さないよう、就労や住居の確保、相談支援等を通じて社会復帰を支援する取組。

■再犯防止推進法

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）の略称。

■サロン

仲間づくりやふれあいを通して介護予防や見守り等を行うことを目的としたもの。

■ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別のこと。

■自殺死亡率

一定期間における自殺者数を人口 10 万人あたりで表した指標。

■自主防災会

地域住民が自分たちのまちを守るため、日頃から話し合いや訓練などを行い、防災活動を効果的に行うための組織。

■社会的孤立

家族や地域、社会とのつながりが弱まり、支援を受けにくい状態にあること。

■社会福祉協議会

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に設置された民間団体。

■社会を明るくする運動

全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの立ち直り（更生）への理解を深め、地域で支え合うことで、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目指す全国的な運動。

■重層的支援体制整備事業

社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業。

■情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関わらず、誰でも必要な情報に簡単にたどり着け、利用できること。

■自立準備ホーム

保護観察所に登録した NPO 法人等が管理する施設の空室等を宿泊場所として活用するもので、行き場のない刑務所出所者等を受け入れ、自立を促す施設。

■スキーム

特定の目的を達成するための仕組みや制度のこと。

■スクールカウンセラー

学校現場で児童・生徒・保護者・教職員の「心のケア」と「問題解決」を専門的に支援する心理の専門職。

■スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が置かれている環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒及び保護者の支援を行う、社会福祉等の専門性を有する専門職。

■生活困窮者

経済的な理由などにより、最低限度の生活を維持することが困難な状態にある人。

■生活困窮者自立支援制度

生活困窮者が自立した生活を送れるよう、相談支援や就労支援等を行う制度。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制を整備し、生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など社会資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う役割を持つ人材。

■成年後見制度

認知症や障がいなどにより、自身で金銭等を管理したり、医療や介護等のための契約を結ぶことが困難な人を支援するための制度。「法定後見制度（判断能力が不十分な人に代わって契約などをしたり、被害にあった契約を取り消したりする制度）」と「任意後見制度（判断能力のある人が、将来判断能力が不十分になったときに備えておくための制度）」の2種類がある。

■成年後見制度利用促進法

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）の略称。

【た】

■第二種社会福祉事業

社会福祉法第2条に規定されている社会福祉事業で、社会福祉事業は第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に区分されており、第二種は公的規制の必要性が低い事業。

■ダブルケア

育児と介護が同時期に発生する状態。

■多文化共生

国籍や文化の違いを認め合い、互いに尊重しながら地域社会の一員として共に暮らすこと。

■地域学校協働活動

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

■地域ケア会議

高齢者の個別支援や地域課題の把握を目的に、関係機関が連携して行う会議。

■地域生活定着支援センター

高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）退所予定者及び退所者等に対し、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施する機関。

■地域福祉計画

社会福祉法に基づき、市町村が策定する地域福祉推進のための計画。

■地域福祉活動計画

社会福祉協議会が中心となり、住民主体の地域福祉活動の方向性を示す計画。

■地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として、介護・福祉・医療・権利擁護を包括的に支援する機関。

■中核機関

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた中核的な役割を有する機関。

【な】

■認知症カフェ

認知症に関する正しい理解の普及啓発を行うとともに、認知症の人やその家族と地域の方が気軽に集い、交流する場。

■認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を、地域で温かく見守る応援者。

【は】

■はたちのつどい

民法改正による成年年齢の引き下げに伴い、令和5年より成人式の名称を「はたちのつどい」に変更したもの。

■8050 問題

80代の親が50代の子の生活を経済的・精神的に支え続け、家庭内で生活困窮や孤立が深刻化する社会問題。

■パブリックコメント

行政機関が計画等を策定するに当たって、事前に案を示し、その案について広く意見や情報を募集するもの。

■伴走型支援

支援対象者に寄り添い、課題解決まで継続的に関わりながら行う支援方法。

■東三河広域連合

東三河8市町村（豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村）で構成する、広域行政を行う特別地方公共団体。

■ひとねる祭

地域で活動する個人や団体が設けた健康に関するコーナーを市民が体験することで、人とのふれあいを深め、健康を意識し、元気を感じてもらうことを目的に、市の保健医療センターで実施している健康イベント。

■避難行動要支援者

災害時の避難にあたり、災害情報の取得や自らで避難することが困難で、避難行動や避難生活等に特に支援を必要とする人。

■避難行動要支援者名簿

災害時の避難支援に活用するため、避難行動要支援者を登録した名簿。

■ファミリー・サポート・センター

「子育ての手伝いをしてほしい会員」と「子育ての手伝いをしたい会員」とが会員組織を作り、互いに助け合いながら 育児と仕事の両立支援やこどもたちの毎日の安全・安心を地域で支えていく有償ボランティア活動。

■福祉避難所

大規模な災害発生時に、一般の指定避難所での生活が困難な人の避難のために、受け入れ態勢を整えた社会福祉施設等に開設される避難所。

■福祉まつり

チャリティーバザー、ふれあいカラオケ、福祉団体による模擬店、高齢者・障がい児（者）作品展、小中学生ポスター・習字展、献血、健康相談などを内容とする、蒲郡市社会福祉協議会主催のイベント。

■プラットフォーム

多様な関係者が共通の目的のもとで協働する場。

■包括的相談支援

年齢や分野を問わず、生活上の困りごとを総合的に受け止める相談支援。

■防災ボランティアコーディネーター

災害時に被災地で活動するボランティアと支援を求める被災者のニーズをマッチングさせ、活動が円滑に進むよう調整する専門的な役割を担う人。

■保護観察所

犯罪をした人や非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう指導（指導監督）と支援（補導援護）を行う機関。

■保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。

■ボランティアセンター

ボランティアに関する相談、斡旋、連絡調整、福祉教育の推進、災害ボランティアや助成金等の情報提供を行う、社会福祉協議会内に設置されている組織。

【ま】

■マイ・タイムライン

洪水のような進行型災害が発生した際に、「いつ」「何をするのか」を整理した個人の防災計画。

■民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。

【や】

■ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者。

■要介護・要支援認定

介護保険サービス利用のために、介護や支援の必要度を判定する制度。

【ら】

■ライフステージ

人の一生を段階的に捉えた考え方。

■リバースモーゲージ

高齢者が所有する住宅を担保にお金を借り、最終的には担保提供された住宅及び土地の売却などにより一括で返済する仕組み。

■レスパイトケア

養育や介護をする家族が、一時的に養育や介護から離れて休息し、心身の疲れを取るための支援。

【わ】

■ワンストップ相談

複数の課題を1か所で総合的に相談できる仕組み。

第4期蒲郡市地域福祉計画

令和8年3月

発 行	蒲郡市
企画・編集	福祉部福祉課
住 所	〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17番1号
電 話	(0533)66-1106
F A X	(0533)66-3130
E - M A I L	fukushi@city.gamagori.lg.jp